

平成24年3月27日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成19年(行ウ)第8号 政務調査費返還代位請求事件

口頭弁論終結日 平成23年10月4日

判 決

和歌山市

原	告	山	下	俊	治
同訴訟代理人弁護士		土	井	智	也
同					

和歌山市小松原通一丁目1番地

被	告	和	歌	山	県	知	事
同訴訟代理人弁護士		仁	坂	吉	伸		
同		月	山		桂		
同		谷	口	昇	二		
同		水	野	八	朗		
同		田	中	祥	博		
同		月	山	純	典		
同		藤	井	友	彦		
同		田	中	志	保		
同訴訟復代理人弁護士		岸	本	行	正		

和歌山市小松原通一丁目1番地

被 告 据 助 參 加 人 日本共産党和歌山県議会議員団

(以下「補助参加人県議団」という。)

同 代 表 者 雜 賀 光 夫

和歌山市六十谷1349-14

被 告 捏 助 參 加 人 村 岡 キ ミ 子

(以下「補助参加人村岡」という。)

和歌山市有本 577-57

被 告 補 助 参 加 人 藤 井 健 太 郎
(以下「補助参加人藤井」という。)

和歌山県海南市船尾 197

被 告 補 助 参 加 人 雜 賀 光 夫
(以下「補助参加人雜賀」という。)

和歌山県有田郡有田川町大字下津野 231

被 告 補 助 参 加 人 松 坂 英 樹
(以下「補助参加人松坂」という。)

上記 5 名訴訟代理人弁護士 山 崎 和 友

同 由 良 登 信

同 小 野 原 聰 史

同訴訟復代理人弁護士 丸 山 哲

同 小 川 裕 和

主 文

- 1 被告は、補助参加人県議団に対し、2万7405円を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、補助参加人村岡に対し、620万0119円を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、補助参加人藤井に対し、494万4917円を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、補助参加人雜賀に対し、194万6391円を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、補助参加人松坂に対し、32万3301円を支払うよう請求せよ。
- 6 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 7 訴訟費用は、これを7分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 8 補助参加によって生じた費用は、
 - (1) 原告と補助参加人県議団との間に生じた費用については、これを126分し、その1を補助参加人県議団の負担とし、その余を原告の負担とし、

- (2) 原告と補助参加人村岡との間に生じた費用については、これを7分し、その6を補助参加人村岡の負担とし、その余を原告の負担とし、
- (3) 原告と補助参加人藤井との間に生じた費用については、これを4分し、その3を補助参加人藤井の負担とし、その余を原告の負担とし、
- (4) 原告と補助参加人雑賀との間に生じた費用については、これを4分し、その1を補助参加人雑賀の負担とし、その余を原告の負担とし、
- (5) 原告と補助参加人松坂との間に生じた費用については、これを20分し、その1を補助参加人松坂の負担とし、その余を原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 被告は、補助参加人県議団に対し、344万6878円及び内金94万3389円に対する平成17年5月1日から、内金137万7261円に対する平成18年5月1日から、内金112万6228円に対する平成19年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、補助参加人村岡に対し、738万4872円及び内金251万5176円に対する平成17年5月1日から、内金258万5511円に対する平成18年5月1日から、内金228万4185円に対する平成19年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、補助参加人藤井に対し、641万1169円及び内金220万0699円に対する平成17年5月1日から、内金210万6504円に対する平成18年5月1日から、内金210万3966円に対する平成19年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、補助参加人雑賀に対し、715万4204円及び内金244万1957円に対する平成17年5月1日から、内金248万9477円に対する平成18年5月1日から、内金222万2770円に対する平成19年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

5 被告は、補助参加人松坂に対し、689万3,559円及び内金228万3927円に対する平成17年5月1日から、内金236万2256円に対する平成18年5月1日から、内金224万7376円に対する平成19年5月1日から、それぞれ支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

第2 事案の概要

本件は、和歌山県の住民である原告が、和歌山県議会議員であった被告補助参加人らが和歌山県から交付を受けた政務調査費のうち、平成16年度ないし平成18年度の広報費及び人件費の支出が和歌山県の定める政務調査費の使途基準に適合しておらず違法であったなどと主張して、地方自治法242条の2第1項4号に基づき、被告に対し、不当利得返還請求又は不法行為に基づく損害賠償請求として、被告補助参加人らに対して同支出金額相当額及びそれらに対する政務調査費に係る収支報告書の各年度の提出日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息又は遅延損害金の支払を請求するように求めてい る住民訴訟である。

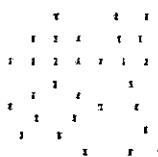
1 法令等の定め

(1) 平成20年法律第69号による改正前の地方自治法（以下、「地方自治法」という。）には、以下の定めがある。

ア 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない（100条13項）。

イ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする（同条14項）。

(2) 地方自治法に基づき、和歌山県では、「和歌山県政務調査費の交付に関する



る条例」が制定されている。平成19年3月14日条例第48号による改正前の「和歌山県政務調査費の交付に関する条例」(甲A8, 乙A1の1・2。以下「本件条例」という。)には、以下の定めがある。

ア この条例は、地方自治法100条13項及び14項の規定に基づき、和歌山県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し政務調査費を交付することに關し必要な事項を定めるものとする(1条)。

イ 政務調査費は、和歌山県議会の会派(所属議員が1人の場合を含む。以下「会派」という。)及び議員に対して交付する(2条)。

ウ 会派に係る政務調査費は、月額6万円に当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする(3条1項)。

エ 議員に係る政務調査費は、月額24万円とし、毎月1日に在職する議員に対し交付する(4条1項)。

オ 議長は、会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受けようとする議員について、毎年度4月10日までに、別に定めるところにより知事に通知しなければならない(6条1項)。

カ 知事は、前条第1項の規定による通知に係る会派及び議員について、その年度分の政務調査費の交付の決定を行い、当該会派の代表者及び当該議員に通知しなければならない(7条1項)。

キ 会派の代表者及び議員は、前条第1項の規定による交付の決定の通知を受けた後、毎四半期に属する最初の月の20日までに、当該四半期に属する月数分の政務調査費を請求するものとする(8条1項本文)。

ク 知事は、前2項の請求があったときは、速やかに政務調査費を交付するものとする(8条3項)。

ケ 知事は、政務調査費の交付を受けた会派又は議員がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派又は議員がその年度において



行った政務調査費による支出（次条に規定する使途基準に従つて行った支出をいう。）の総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費の返還を命ずることができる（9条4項）。

- コ 政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、政務調査費を別に定める使途基準に従い使用しなければならない（10条）。
- サ 政務調査費の交付を受けた会派の代表者及び議員は、当該政務調査費に係る収支報告書を、別記様式（省略）により、毎年4月30日までに議長に提出しなければならない（11条1項）。
- シ 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする（12条）。

（3）本件条例10条を受けて、「和歌山県政務調査費の交付に関する規程」（甲A9、乙A2。以下「本件規程」という。）が制定され、本件規程4条、別表第1及び別表第2（省略）により、政務調査費の使途基準が定められている。

政務調査費のうち、広報費及び人件費に係る本件規程の使途基準（以下「本件使途基準」という。）は以下のとおりである。

- ア 広報費 会派・議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費（広報誌・報告書等印刷費、送料、交通費等）
- イ 人件費 会派・議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）

2 爭いのない事実等

以下の事実は、当事者間に争いがないか、後掲各証拠及び弁論の全趣旨より容易に認めることができる。

（1）当事者等（争いがない。）



- ア 原告は、和歌山県内に居住する住民である。
- イ 被告は、普通地方公共団体である和歌山県の知事である。
- ウ 補助参加人村岡、補助参加人藤井、補助参加人難賀及び補助参加人松坂は、平成16年度から平成18年度までの間、いずれも和歌山県議会議員であった(以下、上記4名を併せて「本件議員ら」という。)。
- エ 補助参加人県議団は、和歌山県議会の会派であり、平成16年度から平成18年度までの間、本件議員らが所属していた。

(2) 政務調査費の受領と支出

- ア 被告補助参加人らは、平成16年度から平成18年度までの3年間に、地方自治法100条13項並びに本件条例3条及び4条の規定に基づき、補助参加人県議団については月額24万円(月額6万円に所属議員数4名分を乗じて得た額)、本件議員らについては1人当たり月額24万円の政務調査費をそれぞれ受領した(争いがない。)。
- イ 被告補助参加人らは、平成16年度から平成18年度までの政務調査費の広報費及び人件費として、別紙1記載のとおりの額を支出した(広報費については、それぞれ別紙1の「1 広報費」の表の下段括弧内記載の額。甲A4)。

その後、被告補助参加人らは、平成16年度から平成18年度までの広報費の一部を和歌山県に返還したので、平成16年度から平成18年度までの政務調査費の広報費の支出額は、別紙1の「1 広報費」の表の上段記載のとおりとなった(甲A4, 5, 丙Aア1, 2, 丙Aイ2, 3, 丙Aウ2, 3, 丙Aエ2, 3, 丙Aオ2, 3〔枝番のあるものは枝番を含む。〕)。

ウ 広報費の支出の内訳

被告補助参加人らの平成16年度から平成18年度までの政務調査費のうち広報費の支出の内訳は、別紙2記載のとおりである(乙Bア1ないし25, 乙Bイ1ないし14, 乙Bウ1ないし15, 乙Bエ1ないし32,

乙Bオ1ないし3 1 [枝番のあるものは枝番を含む。]。以下、個々の広報費の支出項目を特定するため、別紙2「番号」欄記載の番号及び「支出内容」欄記載の名称を使用することとする。)。

エ 人件費の支出の内訳

(ア) 補助参加人県議団は、人件費として受け取った金額全額（合計136万4917円）を、補助参加人県議団が政務調査補助職員として雇用した者（平成16年4月から平成17年3月までは青木和子。平成16年9月から平成18年8月までは国重秀明（以下「国重」という。）。平成18年9月から平成19年3月までは下角力（以下「下角」という。。）への給料として支出した（甲A4、乙Cア2ないし6、丙Cア1ないし3 [枝番のあるものは枝番を含む。]）。

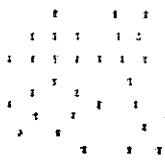
(イ) 本件議員らの平成16年度から平成18年度までの政務調査費のうち人件費の支出の内訳は、別紙3記載のとおりである（甲A4、乙Cア7、乙Cウ1、2、乙Cエ1ないし7、乙Cオ1ないし4 [枝番のあるものは枝番を含む。]）。

(4) 住民監査請求等

ア 原告は、平成19年6月28日、被告補助参加人らが政務調査費として支出した平成16年度から平成18年度までの広報費及び人件費について、政務調査費の目的に反する違法、不当な支出があったとして、和歌山県監査委員に対し、住民監査請求をした（甲A3。以下「本件監査請求」という。）。

イ これに対し、和歌山県監査委員は、平成19年8月27日、本件監査請求のうち、平成18年度の政務調査費に係る部分を棄却し、その余の部分を却下するとの決定をし、原告に対し、その旨の監査結果を通知した（甲A4）。

ウ 原告は、平成19年9月25日、本件訴えを提起した。



2 爭点

- (1) 本件監査請求の適法性（本案前の争点）
- (2) 政務調査費の支出の本件使途基準適合性
- (3) 附帯請求の起算日

3 爭点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)（本件監査請求の適法性）

（被告及び被告補助参加人らの主張）

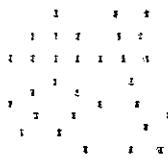
ア 原告が問題とする各支出行為のうち、平成16年度分については同年度末である平成17年3月31日に、平成17年度分については同年度末である平成18年3月31日に、それぞれ支出行為が完了しているので、それぞれ平成18年3月31日及び平成19年3月31日の経過をもって地方自治法242条2項本文の定める1年の監査請求期間（以下「法定監査請求期間」という。）が経過した。

したがって、平成19年6月28日にされた本件監査請求のうち、平成16年度分及び平成17年度分については、法定監査請求期間経過後にされたものであり、期間の徒過に正当な理由もないで、不適法である。

よって、本件訴えのうち、平成16年度及び平成17年度の政務調査費の支出に係る部分は、適法な監査請求の前置を欠くので、不適法である。

イ この点、原告は、本件監査請求が財産の管理等を怠る事実を対象とするものであるから、法定監査請求期間の制限が適用されないと主張する。

しかし、本件では、被告補助参加人らの支出行為が本件使途基準に反しているか否かが判断の対象となり、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合」（最高裁平成14年7月2日第三小法廷判決〔民集56巻6号1049頁〕）に当たるので、法定監査請求期間の制限が適用される。



(原告の主張)

ア 財産の管理等を怠る事実については、法定監査請求期間の制限が適用されないとところ、本件監査請求は、被告の被告補助参加人らに対する不法行為に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を怠る事実を対象とするものである。

イ なお、例外的に、「特定の財務会計上の行為が財務会計法規に違反して違法であるか又はこれが違法であって無効であるからこそ発生する実体法上の請求権の行使を怠る事実を対象とするものである場合」には、当該行為を対象とする監査を求める趣旨を含むものとみざるを得ず、当該行為のあった日又は終わった日を基準として、法定監査請求期間の制限が適用される（被告及び被告補助参加人らが指摘する上記最高裁判決）。

しかし、和歌山県の被告補助参加人らに対する政務調査費の返還請求権の有無を判断するのに必要なのは、被告補助参加人らが、平成16年度及び平成17年度の政務調査費につき、本件使途基準に反して支出していたことであり、本件請求は、上記の例外的な場合に当たらないので、法定監査請求期間の制限は適用されない。

したがって、本件監査請求は、適法である。

ウ そして、監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は直ちに住民訴訟を提起することができるので（最高裁平成10年12月18日第三小法廷判決〔民集52巻9号2039頁〕），本件訴えのうち、監査請求が却下された平成16年度及び平成17年度の政務調査費の支出に係る部分も適法である。

(2) 争点(2)（政務調査費の支出の本件使途基準適合性）

(原告の主張)

ア 主張立証責任について

政務調査費の使途についての主張立証責任は、その返還請求を求める側

において、政務調査費の使途について相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証した場合には、相手方において、合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証を行う必要があり、それがなされない場合には、政務調査費の適正な支出がなされなかつたものと推認される（名古屋地裁平成19年3月22日判決〔判例タイムズ1280号153頁〕参照）。

以下のとおり、原告は、政務調査費の使途について、相当な根拠をもって疑義が存することを主張立証している。しかし、被告及び被告補助参加人らは、合理的な疑いを容れない程度にその疑義を解消するに足る主張と反証を行っていない。よって、以下の政務調査費の支出は適正でない。

イ 広報費について

(ア) 有限会社機関紙宣伝センター(以下「機関紙宣伝センター」という。)への支出について

被告補助参加人らは、広報誌の作成等を機関紙宣伝センターに依頼し、この代金を政務調査費から支出している。

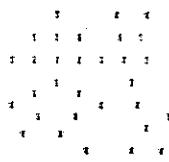
機関紙宣伝センターは、日本共産党の広宣物を専門に印刷していて、同党と密接な関係を有しており、被告補助参加人らが広報誌の作成費名下に日本共産党に政務調査費を還流させたことが疑われる。しかし、被告及び被告補助参加人らは、日本共産党に政務調査費を還流させていないことについて、立証していない。

したがって、被告補助参加人らによる政務調査費の機関紙宣伝センターへの支出は適正でない。

(イ) 補助参加人県議団の支出

a 県政・市政だより（2005年1月）作成費(アH16③。乙Bア22の3)

(a) 「議会活動」及び「政策」と関係のない日本共産党及び同党所属



議員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約30%を占める。

したがって、この支出額の30%分は適正でない。

(b) 被告及び被告補助参加人らは、費用総額のうち40%を政務調査費から支出しただけであり、原告が適正な支出と主張する割合（70%）を下回っていると主張する。

しかし、原告は、補助参加人県議団が負担した政務調査費による支出のうち30%が適正でないと主張しているところ、被告及び被告補助参加人らが主張する40%とは、総発行部数に占める補助参加人県議団の発行部数割合を指すに過ぎない（丙Bア5の1・2）。

したがって、被告及び被告補助参加人らの上記主張は不当である。

b 県政・市政だより（2005年11月）作成費（アH17⑤。乙Bア15の3）

「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党の宣伝を目的とする記載があり、この面積は全体の約10%を占める。

したがって、この支出額の10%分は適正でない。

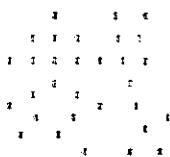
c 封筒（長4）印刷費（アH18②。乙Bア2の3）

補助参加人県議団及び日本共産党和歌山市議団（以下「日本共産党市議団」という。）宛ての封筒は、使用目的及び使用実態が明らかでない。これらについて説明を尽くすことなく、その印刷費を政務調査費から支出すべきではない。

したがって、この支出は適正でない。

d 県政・市政だより（2007年1月）作成費（アH18⑦。乙Bア7の4）

(a) 「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党や同党所属議員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面



積は全体の約 30 %を占める。

したがって、この支出額の 30 %分は適正でない。

(b) 被告及び被告補助参加人らは、費用総額のうち 36 %を政務調査費から支出しただけであり、原告が適正な支出であると主張する割合（70 %）を下回っていると主張する。

しかし、原告は、補助参加人県議団が負担した政務調査費による支出のうち 30 %が適正でないと主張しているところ、被告及び被告補助参加人らが主張する 36 %とは、総発行部数に占める補助参加人県議団の発行部数割合を指すに過ぎない（丙Bア2の1）。

したがって、被告及び被告補助参加人らの上記主張は不当である。

e 「日本共産党の政策と訴え」作成費（アH18⑨。乙Bア9の3）

「議会活動」及び「政策」とは全く関係がない平成19年2月に発行されたマニフェストであり、その内容も日本共産党の政策を訴えるものである。

したがって、この支出は適正でない。

(ウ) 補助参加人村岡

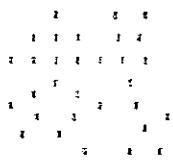
a 県政・市政だより（2004年2月）作成費（イH16②。乙Bイ11の3）

(a) 「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党及び同党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約 12 %を占める。

したがって、この支出額の 12 %分は適正でない。

(b) 被告及び被告補助参加人らは、費用総額のうち 20 %を政務調査費から支出しただけであり、原告が適正な支出であると主張する割合（88 %）を下回っていると主張する。

しかし、原告は、補助参加人村岡が負担した政務調査費による支



出のうち 12% が適正でないと主張しているところ、被告及び被告補助参加人らが主張する 20% とは、総発行部数に占める補助参加人村岡の支出割合に過ぎない（丙Bイ1の1・2）。

したがって、被告及び被告補助参加人らの上記主張は不当である。

b 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（イH16⑤）。

乙Bイ14の3）

(a) 「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党及び同党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約 11% を占める。

したがって、この支出額の 11% 分は適正でない。

(b) 被告及び被告補助参加人らは、この「県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費」（イH16⑤）と「県・市議会だより（2005年2月議会）作成費」（イH16⑥）の合計 66万8587円について、補助参加人村岡に交付された政務調査費から費用総額のうち約 14% を支出しただけであり、原告が適正な支出であると主張する割合（89%）を下回っていると主張する。

しかし、原告は、補助参加人村岡が負担した政務調査費による支出のうち 11% が適正でないと主張しているところ、被告及び被告補助参加人らが主張する 14% とは、総発行部数に占める補助参加人村岡の支出割合に過ぎない（丙Bイ2の1ないし3）。

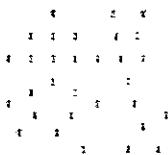
したがって、この支出額の 14% 分は適正でない。

(エ) 補助参加人藤井

a 県政・市政だより（2004年2月）作成費（ウH16②。乙Bウ12の3）

原告の主張は、上記(エ)a と同様である。

b 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（ウH16⑤）。



乙Bウ15の3)

原告の主張は、上記(ウ)bと同様である。

(オ) 補助参加人雜賀

- a 海南民報（2006年新春号）作成費（エH17⑥。乙Bエ22の3）

「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、この面積は全体の約20%を占める。

したがって、この支出額の20%分の支出は適正でない。

- b 海南民報（12月議会報告に係るもの）作成費（エH18⑯。乙Bエ15の3）

「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党や同党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約73%を占める。

したがって、この支出額の73%分は適正でない。

(カ) 補助参加人松坂

- a 有田民報（2004年5月）作成費（オH16④。乙Bオ20の2）

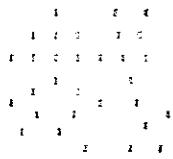
「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党や同党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約50%を占める。

したがって、この支出額の50%分は適正でない。

- b 有田民報（2005年8月）作成費（オH17③。乙Bオ10の2）

「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真等があり、この面積は全体の約30%を占める。

したがって、この支出額の30%分は適正でない。



c 有田民報（2006年1月号）作成費（オH17⑧。乙Bオ13の3）

「議会活動」及び「政策」とは関係のない日本共産党や同党の党員らの宣伝を目的とする記載や写真の掲載等があり、これらの面積は全体の約7%を占める。

したがって、この支出額の7%分は適正でない。

ウ 人件費について

(ア) 補助参加人県議団

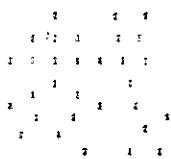
a 国重への支出について

国重は、政務調査補助職員として雇用されていたはずの平成18年8月4日に、平成19年7月29日に行われた参議院議員通常選挙への立候補を表明し、平成18年8月10日、同月15日及び同月21日にも選挙活動を行った（甲Cア1）。また、参議院議員通常選挙への立候補を表明した候補者は、通常、多様な選挙活動を行い、多忙と考えられるから、国重は、上記以外の日にも選挙活動を行ったと推認できる。

したがって、国重は、平成18年8月に政務調査補助職員としての業務に従事していなかったので、国重の同月分の人件費に当たる政務調査費からの支出は適正でない。

b 下角への支出について

(a) 下角は、平成17年9月11日に行われた衆議院議員総選挙に立候補しており（甲Cア2），落選後全く政治活動を行わずに、平成18年9月から政務調査補助職員としての業務に従事していたとは考えられない。また、下角は、日本共産党和歌山県書記長という役職にあり、そのような幹部が、補助参加人県議団の事務所において、政務調査補助職員としての業務に従事していたとは考えられない。



したがって、下角は、政務調査補助職員としての業務に従事していないなかったので、下角の人工費に当たる政務調査費からの支出は適正でない。

(b) 被告及び被告補助参加人らは、下角の人工費の80%は補助参加人県議団が負担し、20%は日本共産党和歌山県委員会が負担してきたと主張する。

しかし、賃金台帳（乙Cア4）によれば、下角は、毎月20日前後出勤していることになっているし、下角の人工費の20%を日本共産党和歌山県委員会が負担していたことの証拠も提出されていない。また、下角の政務調査補助員としての活動の具体的な内容も明らかにされていない。

したがって、補助参加人県議団と日本共産党和歌山県委員会が下角の人工費を適切に按分していたとはいえない。

(イ) 補助参加人村岡

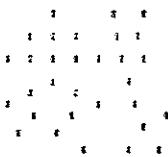
補助参加人村岡は、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人工費の一部を政務調査費から支出した（甲A4）。

しかし、和歌山県議会における会派の所属議員が、当該会派が雇用する政務調査補助職員の人工費を政務調査費から支出するのは不適当である（京都市において行われた個別外部監査（甲A11）参照）。また、被告及び被告補助参加人らは、補助参加人県議団が雇用していた政務調査補助職員が本件議員らの政務調査補助職員としての業務に従事していた事実及びその割合を立証していない。

したがって、本件議員らが、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人工費を政務調査費から支出したことは適正でない。

(ウ) 補助参加人藤井

a 補助参加人県議団への支出について



上記(イ)と同様である。

b 後光則（以下「後」という。）への支出について

補助参加人藤井は、日本共産党が運営する生活相談所も設置されていた日本共産党の政治活動用の事務所で後を雇用していたから、後が政治活動や政党活動に従事していたことが強く疑われる。

しかるに、被告及び被告補助参加人らは、後が政務調査補助職員としての業務に専従していたことを積極的に立証しない。

したがって、後の人物費に当たる政務調査費からの支出は適正でない（京都市において行われた個別外部監査（甲 A 1 1）参照）。

(エ) 補助参加人雑賀

a 補助参加人県議団への支出について

上記(イ)と同様である。

b 中野知美、永江澄子及び川端元気（以下、この3人を「中野ら」という。）への支出について

補助参加人雑賀は、日本共産党が運営する生活相談所も設置され（甲 C エ 1, 2），補助参加人雑賀だけでなく、岡義明、河野敬二及び橋爪美恵子ら日本共産党所属議員の共同後援会事務所で、かつ、補助参加人雑賀や日本共産党所属議員らの政治活動用の事務所で（甲 エ 4 の 1 ないし 3），中野らを雇用していた。そして、中野らの勤務時間は、生活相談所の業務時間とほぼ一致していた（甲 エ 3, 乙 C エ 1 ないし 4）。よって、中野らは、日本共産党が運営する生活相談所の職員等として勤務していた可能性が極めて高く、政務調査補助職員としての業務に従事していたとはいえない。

しかるに、被告及び被告補助参加人らは、中野らが政務調査補助職員としての業務に専従していたことを積極的に立証しない。

なお、被告及び被告補助参加人らが中野らへの給与の支払を示す証

拠として提出したご利用明細票（乙Cエ5ないし7）は、振込人が「ニホンキョウサントウケンギダン」となっている。これは、本件議員らに振り込まれた政務調査費を一度補助参加人県議団が回収してから支払っていること、すなわち、補助参加人県議団が中野らを雇用していたのに、補助参加人雜賀個人の政務調査費から中野らの入件費を支出していたことを示すものである。

したがって、中野らの入件費に当たる政務調査費からの支出は適正でない。

(イ) 補助参加人松坂

a 補助参加人県議団への支出について

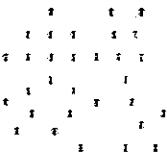
上記(イ)と同様である。

b 山口一美（以下「山口」という。）への支出について

補助参加人松坂は、日本共産党が運営する生活相談所も設置されていた（甲Cオ1、2）事務所で、山口を雇用していた。山口の勤務時間は、生活相談所の相談業務時間と一致しており（甲Cオ3、乙Cオ1），現在、山口が相談業務を担当している（甲Cオ4）。よって、山口が継続的に生活相談所の運営を行っており、上記事務所が補助参加人松坂の後援会用及び政治活動用の事務所である可能性が高く（甲オ4の1ないし4），山口が政務調査補助職員としての業務に専従していたとはいえない。

しかるに、被告及び被告補助参加人らは、山口が政務調査補助職員としての業務に専従していたことを積極的に立証しない。

なお、被告及び被告補助参加人らが山口への給与の支払を示す証拠として提出したご利用明細票（乙Cオ2、3）は、振込人が「ニホンキョウサントウケンギダン」となっているところ、これに関する原告の主張は、上記(エ)bと同様である。



また、雇用契約書では山口の給与は月10万円とされているにもかかわらず（乙Cオ1），上記ご利用明細票（乙Cオ2，3）では、山口に対して月20万円が支払われている。このような不明朗な金の流れは、補助参加人松坂が政務調査費を適正に使用しなかったことを示す証左である。

したがって、山口の入件費に当たる政務調査費からの支出は適正でない。

（被告及び被告補助参加人らの主張）

ア 主張立証責任等について

（ア）政務調査費は、調査研究に直接用いられる費用に限られるものではなく、地方議会の活性化を図るために、その審議能力を強化させ、地方議員の調査研究活動基盤の充実を図る観点から見て、調査研究のために有益な費用も含まれる。

会派又は議員の政治活動の自由は、地方公共団体における住民自治を支える根幹として重要な機能を果たすものであるから、調査研究活動の対象及び態様については、基本的には、会派又は議員の良識に基づく判断に委ねられている。したがって、調査研究活動として合理性ないし必要性を欠くことが明らかであると認められない限り、政務調査費の支出が本件使途基準に反するとはいえず、法律上の原因を欠くものとまではいえない（名古屋地裁平成16年（行ウ）第40号・平成17年5月26日判決参照）。

また、政務調査費の支出の中で、本件使途基準に適合している部分と、反している部分とを明確に区分することが困難で、その金額や目的、使途等から見て、主として会派又は議員の調査研究活動のために有益であると社会通念上認められるような場合には、その使途全体が本件使途基準に適合していると考えるべきである。

(イ) 政務調査費については、収支報告書が提出され、公開されているから、その使途が本件使途基準に反するものであったことを主張立証することは、必ずしも困難ではない。

したがって、原告において、被告補助参加人らの政務調査費の使途が本件使途基準に反するものであったことを推認させる事実を相当程度具体的に主張立証する責任を負うというべきである。すなわち、原告が、少なくとも、政務調査費の使途が本件使途基準に適合するものであったことについて、合理的な疑いを差し挟むべき事実を具体的に主張立証した場合に、はじめて、被告及び被告補助参加人らは、その合理的な疑いを解くため、直接又は間接に、政務調査費の使途が本件使途基準に適合するものであったことを明らかにする必要が生じるというべきである。

ところが、以下のとおり、原告は、政務調査費の使途が、本件使途基準に反するものであったことを推認させるような事実や、本件使途基準に適合するものであったことに合理的疑いを差し挟むべき事実を具体的に主張立証していない。

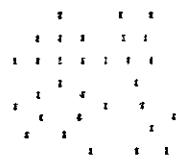
なお、法律上公表する義務のない明細書や領収書等を提出しないからといって、直ちに、政務調査費の使途が本件使途基準に反するものであったことを推認させることにはならない。

イ 広報費について

(ア) 被告補助参加人らの支出に共通する主張

a 機関紙宣伝センターへの支出について

機関紙宣伝センターは、独立した法人であり、日本共産党の支配下会社や組織内会社ではなく、日本共産党の広宣物のみを専門に印刷している会社でもない。また、被告補助参加人らが、政務調査費から支出した広報誌の作成費を日本共産党に還流させたことはない。さらに、広報誌の作成等の代金額も、一般的に相当なものである。



したがって、原告の主張は不当である。

b 広報誌について

原告は、被告補助参加人らが支出した広報誌の作成費について、広報誌の一部分の字句を全体から切り離して取り上げ、「議会活動」や「政策」とはいえない字句であると主張する。

しかし、「議会活動」には、①狭義の「本会議及び法律上の委員会への出席並びに委員派遣及び議員派遣に基づく視察等」と②「議員活動」として「議会活動とは直接関係なく、当該団体の事務に関し調査、研究するための活動や住民に対する議会報告や住民意志の把握のための活動」があり、①②のどちらにも政務調査費を充当することができると解釈されている（議会事務局の解釈及び取扱いについての見解、甲A4）。そして、通常、会派や議員の「議会活動」は所属政党の方針に則った内容のものになり、会派や議員が示す「県政に関する政策」は所属政党の政策と一致する。そこで、本件使途基準は、「議会活動及び県政に関する政策等の広報活動」に該当すれば、議会活動が所属政党の方針に則った内容のものであったり、県政に関する政策が所属政党の政策であっても、按分を求めることなく、その費用への政務調査費の充当を認めている。

また、広報誌の紙面上に「日本共産党」の表示があるからといって、補助参加人県議団と関係のない日本共産党の宣伝を目的とするということにはならない。

したがって、原告の上記主張は不当である。

(イ) 補助参加人県議団

a 県政・市政だより（2005年1月）作成費(アH16③。乙B22の3)

平成16年12月の定例和歌山県議会又は定例和歌山市議会におい

て、日本共産党所属議員が行った質問、討論の内容を住民に報告し、将来の議会活動の資とすることを内容としたものであるから、本件使途基準の「議会活動の広報」に該当する。

上記広報誌の一部に、「日本共産党くらし・経済 和歌山市対策委員長 わたなべ忠広」、「日本共産党和歌山県委員会 書記長 下角つとむ」及び「憲法9条とくらし守るたたかいの年に私もがんばります」との記載があるが、選挙の候補者宣伝目的で両名の政治姿勢を記載したものではない。

そもそも、補助参加人県議団は、費用総額53万4240円のうち40%を政務調査費から支出しただけであり（丙Bア5の1・2），原告が適正であると主張する割合（70%）を下回っている。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

なお、補助参加人県議団は、この支出のうち5556円を返還した。

b 県政・市政だより（2005年11月）作成費（アH17⑤。乙Bア15の3）

平成17年9月の定例和歌山県議会又は定例和歌山市議会において、日本共産党所属議員が行った質問、討論の内容を住民に報告し、将来の議会活動の資とすることを内容としたものであるから、本件使途基準の「議会活動の広報」に該当する。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

c 封筒（長4）印刷費（アH18②。乙Bア2の3）

この補助参加人県議団及び日本共産党市議団宛ての封筒は、国や地域の医療に対する住民の意見を収集把握するために、医療政策の内容を印刷した資料及び回答用紙とともに医療関係機関等に送付したものである（送付した資料及び回答用紙は使い切り、残存していない。）。

そもそも、補助参加人県議団は、費用総額のうち50%を政務調査

費から支出しただけであり（丙Bア1の1ないし3），残額は日本共産党市議団が負担した。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

d 県政・市政だより（2007年1月）作成費（アH18⑦。乙Bア7の4）

補助参加人県議団及び日本共産党市議団が、住民に対する「議会活動の広報」として発行したものである。

そもそも、補助参加人県議団は、費用総額55万4400円のうち36%を政務調査費から支出しただけであり（丙Bア2の1），原告が適正であるとする割合（70%）を下回っている。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

なお、補助参加人県議団は、この支出のうち5947円を返還した。

e 「日本共産党の政策と訴え」作成費（アH18⑨。乙Bア9の3）

和歌山県議会議員選挙に当たって、日本共産党、日本共産党県委員会及び補助参加人県議団が、同党から立候補する候補者の政策を訴えるものとして、共同で発行したものである。その内容は、同党の政策の宣伝ではなく、和歌山県の政策批判及び同党所属の和歌山県議会議員の議会活動及び政策提言である。したがって、この作成は、補助参加人県議団の政策等の広報活動であり、住民の意思を適確に収集把握するためのものであるから、本件使途基準の「県政に関する政策等の広報活動」に該当する。

そもそも、補助参加人県議団は、費用総額のうち50%を政務調査費から支出しただけであり（丙Bア3の1・2），残額は日本共産党和歌山県委員会が負担した。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

(ウ) 補助参加人村岡

a 県政・市政だより（2004年2月）作成費（イH16②。乙Bイ1
1の3）

補助参加人県議団及び日本共産党市議団が、議会活動及び政策等を広報するものであり、日本共産党の宣伝を目的とするものではない。そして、その一部に補助参加人県議団及び日本共産党市議団の議会活動や政策を支持し、協力する人の意思を掲載することも紙面構成上の裁量の範囲内である。

そもそも、補助参加人村岡は、費用総額のうち20%を政務調査費から支出しただけであり（丙Bイ1の1・2），原告が適正であるとする割合（88%）を下回っている。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

なお、補助参加人村岡は、この支出のうち2221円を返還した。

b 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（イH16⑤。乙Bイ14の3）

被告補助参加人県議団及び日本共産党市議団が、議会活動及び政策等を広報するものであり、日本共産党の宣伝を目的とするものではない。

そもそも、補助参加人村岡は、費用総額のうち約14%を政務調査費から支出しただけであり（丙Bイ2の1ないし3），原告が適正であるとする割合（89%）を下回っている。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

なお、補助参加人村岡は、この支出のうち2600円を返還した。

(エ) 補助参加人藤井

a 県政・市政だより（2004年2月）作成費（ウH16②。乙Bウ12の3）

被告及び被告補助参加人らの主張は、上記(エ)aと同じである（ただ

し、補助参加人藤井も、費用総額のうち約20%を政務調査費から支出しただけである（丙Bウ1の1・2）。

なお、補助参加人藤井は、この支出のうち2221円を返還した。

- b 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（ウH16⑤。乙B15の3）

被告及び被告補助参加人らの主張は、上記ウbと同じである（ただし、補助参加人藤井は、費用総額のうち約22.6%を政務調査費から支出しただけである（丙Bウ2の1ないし3））。

なお、補助参加人藤井は、この支出のうち3931円を返還した。

（オ）補助参加人雜賀

- a 海南民報（2006年新春号）作成費（エH17⑥。乙Bエ22の3）

議員が住民の意思を収集把握するために相談を実施すること及びその相談所の広報は、本件使途基準の「議会活動の広報」に該当する。

そして、その一部に補助参加人県議団及び日本共産党市議団の議会活動や政策を支持し、協力する人の意思を掲載することも紙面構成上の裁量の範囲内である。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

なお、補助参加人雜賀は、この支出のうち7166円を返還した。

- b 海南民報（12月議会報告に係るもの）作成費（エH18⑩。乙Bエ15の3）

補助参加人雜賀が議会活動を報告するものであり、「『県政を変えよう』の声をバックに『あなたの願いを県政へ』」という表題も不適切ではない。また、補助参加人雜賀が海南市議会議員及び紀美野町議会議員と一緒に撮った写真を掲載することも紙面構成上の裁量の範囲内である。

そもそも、補助参加人雜賀は、費用総額のうち50%を政務調査費から支出しただけである（乙Bエ15の1・2）。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

(カ) 補助参加人松坂

- a 有田民報（2004年5月）作成費（オH16④。乙Bオ20の2）
補助参加人松坂が議会活動と政策等を広報するものであり、挨拶や、
補助参加人松坂の議会活動や政策を支持し、協力する人の意思を掲載
することも紙面構成上の裁量の範囲内である。

そもそも、補助参加人松坂は、費用総額のうち93%を政務調査費から支出しただけである。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

- b 有田民報（2005年8月）作成費（オH17③。乙Bオ10の2）
被告及び被告補助参加人らの主張は、上記aと同じである（ただし、
補助参加人松坂は、費用総額のうち79%を政務調査費から支出
しただけである。）。

- c 有田民報（2006年1月号）作成費（オH17⑧。乙Bオ13の
3）

被告及び被告補助参加人らの主張は、上記aと同じである。

なお、補助参加人松坂は、この支出のうち4832円を返還した。

ウ 人件費について

(ア) 補助参加人県議団

a 国重への支出について

国重は、平成18年8月4日、同月10日、同月15日及び同月21日の4日間、いずれも夏期休暇（乙Cア1）を取得して選挙活動をしたのであり、政務調査補助職員としての勤務日に選挙活動をしたのではない。また、国重は、同月中、上記以外の日には選挙活動をして

おらず、政務調査補助職員として普段どおり勤務し、同月末で職員を辞めて、その後選挙活動を行った。なお、当時、職員が1人であったため、休暇届を出す慣行はなかった。

したがって、国重の同月分の人事費に当たる政務調査費からの支出は本件使途基準に適合する。

b 下角への支出について

下角は、平成18年9月に補助参加人県議団の政務調査補助職員として雇用されたが、毎週1日、日本共産党和歌山県委員会の業務に従事し、その日は政務調査補助員としての業務に従事しないことになっていた。そこで、補助参加人県議団が下角の人事費の80%を負担し、日本共産党和歌山県委員会が残りの20%を負担した。

なお、下角は、平成17年9月11日に行われた衆議院議員総選挙に立候補したが、落選後は候補者とはされなかつたので、候補者であった期間と政務調査補助職員であった期間は重なっていない。

したがって、下角の人事費に当たる政務調査費からの支出は本件使途基準に適合する。

(イ) 補助参加人村岡

a 「和歌山県政務調査費用の手引き」では、人事費について、「人事費における政務調査費の充当額の算出については、雇用者の勤務実態にあわせるもの」とされている（甲A4）。本件議員らは4人で補助参加人県議団を構成していたところ、補助参加人県議団で雇用する政務調査補助職員は、補助参加人県議団の政務調査活動だけでなく、本件議員らの政務調査活動にも従事しており、補助参加人県議団と本件議員らが共同して雇用しているような勤務実態であった。

したがって、その勤務実態にあわせて補助参加人県議団と本件議員らがその人事費を分担して支出すべきであるから、本件議員らが、補

助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人事費を政務調査費から支出したことは本件使途基準に適合する。

- b これに対し、原告は、京都市において行われた個別外部監査の結果（甲A11）を援用して、その全額が目的外支出であると主張する。

しかし、上記個別外部監査の結果も、会派の活動が各議員の活動と密接に関連しており、議員の政務調査に資する側面があることを否定することはできないため、政務調査費から一定の支出を認めるべきであるとしている。

(イ) 補助参加人藤井

- a 補助参加人県議団への支出について

上記(イ)と同様である。

- b 後への支出について

確かに、後が勤務していた事務所は、政務調査のために利用されるだけでなく、補助参加人藤井の後援会活動や政治活動のため、あるいは生活相談所としても利用され、後は、政務調査補助職員として活動しながら、後援会活動等にも関わっていた。

そのため、補助参加人藤井は、後の政務調査補助職員としての従事割合を勘案し、通常では政務調査補助職員の専従者に月10万円の給与を支給するところ、その20%に当たる月2万円を政務調査費から支出していた。

したがって、この支出は本件使途基準に適合する。

(エ) 補助参加人雑賀

- a 補助参加人県議団への支出について

上記(イ)と同様である。

- b 中野らへの支出について

中野らは、政務調査補助職員としての業務に専従しており、日本共

産党の相談業務や同党所属議員の後援会活動は行っていない。

相談業務を担う勤務員として、中山豊（元県議会議員）や海南市議会議員らが、政党活動に専従する勤務員として、林勤がいたから、中野らが政務調査補助職員としての業務に専従できる体制となっていた。

なお、補助参加人県議団が中野らの給与の振込依頼人となっているが、これは、補助参加人県議団の事務局が補助参加人雜賀の政務調査費の事務処理をしていたことから、補助参加人県議団の事務局職員が振込みをする際、補助参加人県議団を振込依頼人と表示しただけである。

したがって、中野らの人物費に当たる政務調査費からの支出は本件使途基準に適合する。

(イ) 補助参加人松坂

a 補助参加人県議団への支出について
上記(イ)と同様である。

b 山口への支出について

山口は、平成16年度から平成18年度までの間は、政務調査補助職員としての業務に専従していた。

山口が日本共産党の生活相談を担当したのは、平成20年2月からであり（丙Cオ2），それまでは、弁護士が毎月1回出張して法律相談を行うとともに、補助参加人松坂、市議会議員及び町会議員らが生活相談を担当していた（丙Cオ1）。後援会活動及び政策活動は、市議会議員や町会議員が担当していた。

補助参加人県議団が給与の振込依頼人となっている点についての主張は、上記(エ)bと同じである。

なお、山口の給与は月10万円であるのに、毎月20万円が山口に

振り込まれているが（乙Cオ2の1ないし12，3の1ないし12，4の1ないし12），これは，20万円のうち，10万円を政務調査費から，残り10万円を補助参加人松坂の個人資金から支出しているからである。個人資金からの10万円は，上記事務所の経費に充てるためのものであり，山口が上記事務所で管理していた。

したがって，山口の入件費に当たる政務調査費からの支出は本件用途基準に適合する。

（3）争点(3)（附帯請求の起算日）

（原告の主張）

本件条例には，交付を受けた政務調査費に残余がある場合の返還時期について明確に定めた規定はないが，収支報告書の提出時点で残余の額も確定するので，会派及び議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的理由はない。したがって，政務調査費の支出が違法であることを理由とする返還請求における附帯請求の起算日は，収支報告書の提出期限の翌日である政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日とするべきである。

（被告及び被告補助参加人らの主張）

否認ないし争う。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件監査請求の適法性）について

(1) 地方自治法242条2項本文は，財務会計上の行為について，当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求をすることができない旨規定するが，財産の管理等を怠る事実については，このような期間制限は規定されていないから，怠る事実に係る監査請求には，原則として，上記規定は適用されないと解される（最高裁昭和53年6月23日第三小法廷判決〔集民124号145頁〕参照）。もっとも，例外的に，怠る事実に係る監査請求が，特定の財務会計上の行為を違法であるとし，当該行為が違法，

無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、当該行為のあった日又は終わった日を基準として上記規定を適用すべきものと解するのが相当である（最高裁昭和62年2月20日第二小法廷判決〔民集41巻1号122頁〕参照）。

(2) ところで、本件条例（上記第2の1(2)）によれば、和歌山県における政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みは、以下のとおりである。

すなわち、知事による政務調査費の交付の決定の通知を受けた会派及び議員が、知事に政務調査費の交付を請求し（8条1項本文），知事は定額の政務調査費を交付する（8条3項）。政務調査費の交付を受けた会派及び議員は、本件使途基準に従ってこれを使用し（10条），毎年、政務調査費に係る収支報告書を議長に提出する（11条1項）。そして、議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、必要に応じ調査を行い、知事は、残余がある場合には、その返還を命ずる（9条4項、12条）。

(3) 上記(2)のような政務調査費の交付、使用及び返還の仕組みからすれば、どの支出に政務調査費が充当され、それが本件使途基準に適合するか否かは、政務調査費の交付の時点では明らかではなく、被告補助参加人らが収支報告書を議長に提出した時点で最終的に確定するものと解される。

そして、本件監査請求の対象は、和歌山県の被告補助参加人らに対して有する政務調査費の返還請求権の行使を怠る事実であるところ、本件監査請求は、地方自治法100条13項が定める政務調査費の交付という財務会計上の行為の違法、無効から返還請求権が発生したと主張するものではなく、被告補助参加人らの使用の違法、無効から返還請求権が発生したと主張するものであり、これらは財務会計上の行為ではない。

そうすると、本件監査請求は、特定の財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって怠る事実とす

るものにも当たらない。

したがって、本件監査請求には、地方自治法242条2項は適用されないから、監査請求期間を徒過した違法ではなく、適法である。

(4) 監査委員が適法な監査請求を不適法であるとして却下した場合、当該請求をした住民は、直ちに住民訴訟を提起することができると解される（最高裁判平成10年12月18日第三小法廷判決[民集52巻9号2039頁]参照）。

本件監査請求のうち平成16年度及び平成17年度に係る部分は、和歌山県監査委員によって却下されたが（上記第2の2(4)）、上記(3)のとおり、適法であったから、本件訴訟は適法である。

2 争点(2)（政務調査費の支出の本件使途基準適合性）について

(1) 判断基準と立証責任

ア 政務調査費は、地方自治法100条13項に基づき、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、地方公共団体が交付するものであるから、政務調査費として適切な使途に支出されなかつた場合、当該支出をした会派又は議員は、当該支出額に相当する利益を法律上の原因なく得たことになる。そして、和歌山県では、同条項の規定を受けて、本件条例が制定され、本件使途基準が定められているところ、原告は、本件条例や本件使途基準が違法であると主張するものではなく、これらが違法な点も見当たらないから、政務調査費として適切な使途に支出されたかどうかは、当該支出が本件使途基準に適合しているかどうかによって判断すべきである。

ただし、ある支出が調査研究のためでもあるし、他の目的のためでもあるという場合には、その全額を政務調査費から支出すべきではないから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できると解するのが相当である。

イ 地方自治法242条の2第1項4号に基づく請求を行うには、「違法な怠

る事実」を原告が立証しなければならない。本件では、「違法な怠る事実」があるというためには、和歌山県が被告補助参加人らに対し、不当利得返還請求権又は不法行為に基づく損害賠償請求権を有していることが必要であるところ、不当利得返還請求権の要件である「法律上の原因がないこと」又は不法行為に基づく損害賠償請求権の要件である故意又は過失及び違法性についても、上記返還請求権があることを主張する者に立証責任があると解される（不当利得返還請求権につき、最高裁昭和59年12月21日第二小法廷判決〔集民143号503頁〕参照）。

したがって、原告には、「被告補助参加人らによって本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたこと」についての立証責任があるというべきである。

もっとも、立証の程度が当事者双方の立証活動によって定まることは当然であり、立証責任を負う者が相当程度の立証を行い、さらなる証拠提出を期待することが困難な事情があるのに、相手方が容易になしいうる反証を行わないような場合には、証明されたと認められる場合もありうるというべきである。

この点、政務調査費の具体的使途に関する証拠の大部分を被告又は被告補助参加人らが保有している一方で、原告が被告補助参加人らの内部事情を知りうる立場にないという事情があるから、原告の立証が本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたことを一応推認させる程度に達しており、被告及び被告補助参加人らが十分な反証を行わないような場合には、当該政務調査費の支出は本件使途基準に適合しないことが証明されたと認められると解すべきである。

ただし、政治活動の自由の性質に鑑みれば、政務調査費の支出については、会派又は議員の合理的判断に委ねられているというべきであるから、上記の「本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかつたこと

を一応推認させる程度」という立証の程度をあまりに低くすることは相当ではなく、一応推認される程度の事実を具体的に立証しない限り、被告及び被告補助参加人らの反証がなかったとしても、証明されたとは認められないというべきである。

以下、上記の観点から広報費及び人件費について具体的に検討する。

(2) 広報費

ア 機関紙宣伝センターへの支出について

原告は、被告補助参加人らが広報誌の作成費名下に日本共産党に政務調査費を還流させたことが疑われるなどと主張する。

しかし、原告は、そのような資金還流を疑わせるような事情について抽象的に主張するだけで、具体的な立証を何ら行っておらず、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

したがって、原告の上記主張は認められない。

イ 補助参加人県議団

(ア) 県政・市政だより（2005年1月）作成費(アH16③。乙Bア22の3)

a 証拠(乙Bア22の3)によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

「県政・市政だより2005年1月」との記載がある頁（以下、本(ア)項において「表面」という。）には、右側部分には、「福祉とくらし応援の地方政治を 日本共産党」との記載があり、上段部分には、「2005年 ことしもよろしくお願ひします」との表題のもと、日本共産党の和歌山県議会議員及び和歌山市議会議員の写真の掲載と政策に関する記載があり、「憲法9条とくらし守るたたかいの年に」「私もがんばります」との記載とともに、「日本共産党くらし・経済和歌

山市対策委員長　わたなべ忠広」の記載と顔写真の掲載、「日本共産党和歌山県委員会書記長　下角つとむ」の記載と顔写真の掲載があり、中下段部分には、政策についての記載がある。

その裏の頁には、補助参加人県議団及び日本共産党所属議員の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

- b　当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、本件使途基準によれば、政務調査費のうち広報費は、「会派・議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動に要する経費」に支出することができるとされている。

この点、和歌山県が支出する政務調査費であるから、ここでいう「会派・議員」は、和歌山県議会の会派及び議員を指し、「議会活動」及び「政策等」は、和歌山県議会の議会活動及び政策等を意味することは明らかである。そうすると、和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することはできないと解される。したがって、当該広報誌のうち、和歌山市議会における議会活動及び政策等に関する記載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

次に、表面上段部分のうち和歌山県議会議員でない「わたなべ忠広」及び「下角つとむ」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「会派・議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

その他、「2005年　ことしもよろしくお願ひします　日本共産

党」との表題、写真の掲載及び政策に関する記載は、その体裁、全体の文脈及び他の記載との関係等に鑑みれば、補助参加人県議団及び日本共産党市議団が、一般的な年始の挨拶文と共に、議会活動や政策を当年も進めていくことを表明したものであると解され、所属政党の表示があるからといって、本件使途基準に適合しないものであるとはいえない。

- c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人県議団は、当該広報誌作成費のうち60%を和歌山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bア5の1・2），さらに、政務調査費から支出した21万3696円のうち5556円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助参加人県議団が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

- (イ) 県政・市政だより（2005年11月）作成費（アH17⑤。乙B15の3）

- a 証拠（乙Bア15の3）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

「県政・市政だより 2005年11月」との記載がある頁には、補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

その裏の頁には、「くらし・福祉の願い実現へ」「国政で県・市政でがんばっています」「日本共産党各議員の質問と討論」との表題のもと、日本共産党の和歌山県議会議員及び和歌山市議会議員の顔写真の掲載と議会活動に関する記載がある。

b 原告が、本件使途基準に適合しないと主張する上記表題は、その内容、体裁、他の記載との関係及び記載位置等に鑑みれば、議会活動や政策を報告する表題にすぎない。

したがって、本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

(イ) 封筒（長4）印刷費（アH18②。乙B2の3）

証拠（乙Bア2の3）によれば、これは、補助参加人県議団及び日本共産党市議団宛ての封筒である。

このような封筒の体裁等に鑑みれば、住民等の意見を収集把握するという議員の調査研究に資するため使用された封筒であることがうかがわれるのであり、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がなされなかったことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

したがって、本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

(エ) 県政・市政だより（2007年1月）作成費（アH18⑦。乙Bア7の4）

a 証拠（乙Bア7の4）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

「日本共産党 県政・市政だより 2007年1月」との記載がある頁（以下、本(エ)項において「表面」という。）には、右側部分に、「今年こそ明るい希望のもてる政治に 日本共産党」との記載があり、上段部分には、和歌山市の税負担等の記載があり、中段部分には、「冷たい政治から 市民の暮らしを守るためにがんばります」と表題のも

と、政策等に関する記載があり、下段部分には、「あなたの願いをまっすぐ議会に届けます」との表題のもと、日本共産党所属の和歌山県議会議員及び和歌山市議会議員とともに、「前市議 わたなべ忠広」の記載と顔写真の掲載、「党県医療福祉対策委員長 おくむらのり子」の記載と顔写真の掲載がある。

その裏の頁（以下、本(エ)項において「裏面」という。）には、補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等に関する記載があり、下段部分に、日本共産党演説会の日時場所の記載がある。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、和歌山市議会における議会活動及び政策等に関する記載に係る部分が、本件使途基準に適合しないものであることは、上記(ア)bと同様である。

次に、表面下段部分のうち和歌山県議会議員でない「わたなべ忠広」及び「おくむらのり子」の氏名及び役職の記載と顔写真の掲載は、「会派・議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

その他、表面右側部分の記載は、その内容及び体裁等に鑑みると、補助参加人県議団の政策等の広報の一環としての記載であると解され、所属政党の表示があるからといって、本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

また、裏面下段部分の記載も、政党の演説会では、政策の表明等が行われるのが通例であり、これに補助参加人県議団の政策が含まれることは容易にうかがわれるから、演説会の費用はともかく、演

説会の日時場所の記載は、本件使途基準に適合しないものとは認められない。

- c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人県議団は、当該広報誌作成費のうち 64% を和歌山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bア2の1），さらに、政務調査費から支出した 20万1600円のうち 5947円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助参加人県議団が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

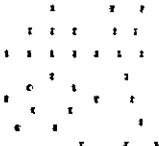
したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

(オ) 「日本共産党の政策と訴え」作成費（アH18⑨。乙Bア9の3）

- a 証拠（乙Bア9の3）によれば、これは、日本共産党和歌山県委員会と補助参加人県議団が平成19年2月に発行した日本共産党の政策等が記載された冊子である。表紙には、「県議選挙にあたって 日本共産党の政策と訴え」と記載されており、その内容も、日本共産党の政策を訴え、提案するものである。

なお、和歌山県では、同年4月8日、和歌山県議会議員選挙が行われた。

- b このような発行主体、発行時期、体裁及び記載内容等に鑑みると、これは、日本共産党所属候補者が和歌山県議会議員選挙で応援を得るための選挙活動の一環として作成されたものであると認められ



る。

この点、政務調査費の制度は、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである（最高裁平成17年11月10日第一小法廷判決〔民集59巻9号2503頁〕参照）。このような政務調査費の制度趣旨に加え、和歌山県議会議員でない者や和歌山県議会に所属議員がない政治団体には政務調査費が交付されない事にも鑑みれば、候補者が選挙で応援を得るために選挙活動の一環として行われる広報活動に要する費用を政務調査費から支出することはできないと解される。

したがって、当該支出（2万7405円）は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

ウ 補助参加人村岡

(ア) 県政・市政だより（2004年2月）作成費(イH16②。乙Bイ11の3)

a 証拠（乙Bイ11の3）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

「2004年2月県議会・市議会報告 県政・市政だより」との記載がある頁（以下、本(ア)項において「表面」という。）には、上部分に「自民・公明政権の悪政と対決して 福祉とくらし応援の県・市政を 日本共産党」との表題が記載され、その他の部分には、補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

その裏の頁（以下、本(ア)項において「裏面」という。）には、補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会

における議会活動や政策等に関する記載があり、左下部分に、補助参加人村岡、補助参加人藤井、日本共産党所属の和歌山市議会議員の氏名及び顔写真とともに、「わたしもがんばります」「渡辺忠広 市くらし・経済対策責任者」の記載と顔写真の掲載があり、「県民のための県政を」「泉としたか氏」の記載と顔写真の掲載、同人の県政改革に励む旨の意見表明の記載がある。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、和歌山市議会における議会活動及び政策等に関する記載、和歌山市議会議員の氏名の記載及び顔写真の掲載に係る部分が、本件使途基準に適合しないものであることは、上記イ(ア)bと同様である。

また、補助参加人藤井の氏名の記載と顔写真の掲載に係る部分は、補助参加人藤井に交付された政務調査費から支出すべきものである。

次に、表面左下部分の和歌山県議会議員でない「渡辺忠広」及び「泉としたか」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち、上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

その他、表面上部分の記載は、その体裁や記載内容等に鑑みると、補助参加人村岡の政策等の広報の一環としての記載であると解され、所属政党の表示があるからといって、本件使途基準に適合しないものとは認められない。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人村岡は、当該広報誌作成費のうち80%を和歌

山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bイ1の1・2），さらに，政務調査費から支出した9万6600円のうち2221円を返還している。そうすると，当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば，社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は，補助参加人村岡が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

したがって，当該支出については，さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

(イ) 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（イH16⑤。乙Bイ14の3）

a 証拠（乙Bイ14の3）によれば，これは，表裏2頁からなる広報誌である。

「日本共産党 県政・市政だより」との記載がある頁（以下，本(イ)項において「表面」という。）には，右側部分に「大企業優遇などムダをなくし市民のくらし応援を 日本共産党」との表題が記載され，その他の部分には，補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

その裏の頁（以下，本(イ)項において「裏面」という。）には，補助参加人県議団及び日本共産党市議団の和歌山県議会及び和歌山市議会における議会活動や政策等についての記載があり，左下部分に，補助参加人村岡，補助参加人藤井及び日本共産党所属の和歌山市議会議員の氏名の記載と顔写真の掲載，「増税・負担増の政治からくらしまる政治へ 私もがんばります」「日本共産党和歌山県委員会書記長 下角つとむ」の記載と顔写真の掲載，「党くらし・経済市対策委員長」

「わたなべ忠広」の記載と顔写真の掲載がある。

- b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、和歌山市議会の議会活動及び政策に関する記載、和歌山市議會議員の氏名の記載及び顔写真の掲載に係る部分が、本件使途基準に適合しないものであることは、上記イ(ア)bと同様である。

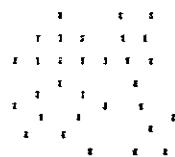
また、補助参加人藤井の氏名の記載と顔写真の掲載に係る部分は、補助参加人藤井に交付された政務調査費から支出すべきものである。

表面左下部分の和歌山県議會議員でない「渡辺忠広」及び「下角つとむ」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち、上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

その他、表面右側部分の記載は、その体裁や記載内容等に鑑みると、補助参加人村岡の政策等の広報の一環としての記載であると解され、所属政党の表示があるからといって、本件使途基準に適合しないものとは認められない。

- c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人村岡は、当該広報誌作成費及び県・市議会だより（2005年2月議会特集）作成費（イH16⑥）のうち85%を和歌山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bイ2の1ないし3），さらに、政務調査費から支出した10万円のうち2600円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念



上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助参加人村岡が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

エ 補助参加人藤井

(ア) 県政・市政だより（2004年2月）作成費（ウH16②。乙Bウ12の3）

a 証拠（乙Bウ12の3）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌であるところ、その記載内容は、上記ウ(ア)aと同じである。

b 当該広報誌のうち、和歌山市議会における議会活動及び政策等に関する記載、和歌山市議會議員の氏名の記載と顔写真の掲載、「渡辺忠広」及び「泉としたか」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載が、本件使途基準に適合しないこと、補助参加人村岡の氏名の記載と顔写真の掲載に係る部分は、補助参加人村岡に交付された政務調査費から支出すべきものであること、その他、本件使途基準に適合しない記載は認められないことは、上記ウ(ア)bと同様である。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人藤井は、当該広報誌作成費のうち80%を和歌山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bウ1の1・2）、さらに、政務調査費から支出した9万6600円のうち2221円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助

参加人藤井が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

(イ) 県政・市政だより（2005年2月議会特集）作成費（ウH16⑤）。

乙Bウ15の3)

a 証拠（乙Bウ15の3）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌であるところ、その記載内容は、上記ウ(イ)aと同じである。

b 当該広報誌のうち、和歌山市議会における議会活動及び政策等に関する記載、和歌山市議會議員の氏名の記載と顔写真の掲載、「下角つとむ」及び「わたなべ忠広」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載が、本件使途基準に適合しないこと、補助参加人村岡の氏名の記載と顔写真の掲載に係る部分は、補助参加人村岡に交付された政務調査費から支出すべきものであること、その他、本件使途基準に適合しない記載は認められないことは、上記ウ(イ)bと同様である。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人藤井は、当該広報誌作成費及び県・市議会だより（2005年2月議会特集）作成費（ウH16⑥）のうち約77.4%を和歌山県から交付された政務調査費以外から支出しており（丙Bウ2の1ないし3）、さらに、政務調査費から支出した15万1200円のうち3931円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助参加人藤井が政務調査費から支出した額を超えるもの

ではないと認められる。

したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

才 補助参加人雑賀

(ア) 海南民報（2006年新春号）作成費（エH17⑥。乙Bエ22の3）

a 証拠（乙Bエ22の3）によれば、これは、1頁からなる広報誌である。

左側部分には、「市民のみなさまとごいっしょに」との記載とともに、補助参加人雑賀、海南市議会議員3名（乙Bエ15の3）、その他3名の者が写った写真の掲載、「日本共産党海南市女性児童部長 橋爪恵美子」の記載と顔写真の掲載、「お気軽にお立ち寄りください。」「日本共産党生活相談所所長 中山豊」の記載と顔写真の掲載がある。その他の部分には、補助参加人雑賀の議会活動及び政策等に関する記載がある。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、左側部分の和歌山県議会議員でない者の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち、上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、多くとも当該広報誌の作成費の80%と認

めるのが相当である。

したがって、当該広報誌の作成費 18万3750円（乙Bエ22の1・2）の少なくとも20%に当たる3万6750円を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に適合しないものであると認められる。そして、補助参加人雜賀は、7166円を既に返還しているので、補助参加人雜賀がさらに返還すべき額は、2万9584円である。

(イ) 海南民報（12月議会報告に係るもの）作成費（エH18⑯。乙Bエ15の3）

a 証拠（乙Bエ15の3）によれば、これは、1頁からなる広報誌である。

上部分には、「泉敏孝さん（県知事候補）大健闘「県政を変えよう」の声をバックに」「あなたの願いを県政へ」「県議選挙3月30日告示、4月8日投票」との表題が記載されている。右側部分には、「県政再生はできるか」との表題のもとに、和歌山県知事選挙の結果、「泉敏孝」の対立候補で和歌山県知事になった仁坂吉伸の所信表明演説及び代表質問等の記載がある。中央部分には、日本共産党海南海草議員団が海南市長や和歌山県振興局に政策の提言をした旨の記載がある。左側部分には、補助参加人雜賀、海南市議会議員3名、紀美野町議会議員2名、日本共産党医療福祉対策部長が写った写真が掲載され、左下部分には、補助参加人雜賀の事務所開きが平成19年2月18日に行われる旨の記載、「県くらし・福祉対策委員長」「くにしげ秀明氏」の記載、同人の意見表明の記載と顔写真の掲載がある。

なお、和歌山県では、同年4月8日、和歌山県議会議員選挙が行われた。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準と適合するか検討するに、上部分、右側部分及び左下部分の記載は、発行時期、体裁及び記

載内容等に鑑みると、和歌山県知事選挙における日本共産党所属候補者の得票結果を称えて、さらに同党候補者が和歌山県議会選挙で応援を得るための選挙活動の一環としての記載であると認められる。このような選挙活動の一環として行われる広報活動に要する費用を政務調査費から支出することが本件使途基準に適合しないことは、上記イ(イ)のとおりである。したがって、当該広報誌の作成費への支出のうち、上記記載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

次に、左下部の和歌山県議会議員でない「くにしげ秀明」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌の作成費への支出のうち上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

- c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載及び顔写真の掲載の面積や体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、多くとも当該広報誌の作成費の27%と認めるのが相当である。

したがって、当該広報誌の作成費18万2910円（乙Bエ15の1・2）の半額である9万1455円（補助参加人雜賀が政務調査費から支出したとされる額）のうち、少なくとも73%に当たる6万6762円（小数点以下は切り捨て）を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

力 補助参加人松坂

(ア) 有田民報(2004年5月)作成費(オH16④。乙Bオ20の2)

a 証拠(乙Bオ20の2)によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

右上に「有田民報 N o. 4 2004年5月」との記載がある頁(以下、本(ア)項において「表面」という。)には、「生活こわす年金改悪法案 衆議院で 強行可決」との表題のもとに、年金に関する法案が衆議院本会議で可決された旨及びその内容とともに、参議院での審議が控えていること、補助参加人松坂が、日本共産党所属の参議院議員選挙の候補者と和歌山県内を視察し、参議院議員選挙に対する意見表明をした旨の記載がある。

その裏の頁には、補助参加人松坂の和歌山県議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

なお、平成16年7月11日、参議院議員通常選挙が行われた。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準に適合するか検討するに、表面の記載は、発行時期、体裁及び記載内容等に鑑みると、日本共産党所属候補者が参議院議員選挙で応援を得るための選挙活動の一環としての記載であると認められる。このような選挙活動の一環として行われる広報活動に要する費用を政務調査費から支出することが本件使途基準に適合しないことは、上記イ(オ)のとおりである。

したがって、当該広報誌の作成費の支出のうち表面に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載の面積や体裁等に鑑み

れば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、多くとも当該広報誌の作成費の50%と認めるのが相當である。したがって、当該広報誌の作成費15万円（乙B才20の1）の少なくとも50%に当たる7万5000円を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

これに対し、補助参加人松坂は、当該広報誌の作成費のうち約93%を政務調査費から支出しただけであると主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 有田民報（2005年8月）作成費（オH17③。乙B10の2）

- a 証拠（乙B才10の2）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

右上に「有田民報 N o. 11 2005年8月」との記載がある頁（以下、本(イ)項において「表面」という。）には、上段部分に、「8月30日公示 9月11日投票 郵政法案否決・解散総選挙へ」「上田みのる党3区くらし・環境対策委員長、有田入り」との表題のもとに、日本共産党所属の衆議院議員選挙候補者の政策等の記載があり、下段部分に、二川ダムに関する政策等の記載がある。

その裏の頁には、補助参加人松坂の和歌山県議会における議会活動や政策等に関する記載がある。

なお、平成17年9月11日、衆議院議員総選挙が行われた。

- b 当該広報誌の作成への支出が本件使途基準と適合するか検討するに、表面上段部分の記載は、発行時期、体裁及び記載内容等に鑑みると、日本共産党所属候補者が衆議院議員選挙で応援を得るために選挙活動の一環としての記載であると認められる。このような選挙活動の一環として行われる広報活動に要する費用を政務調査費から支出することが本件使途基準に適合しないことは、上記イ(オ)のとおりである。

したがって、当該広報誌の作成費への支出のうち、上記記載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載の面積及び記載の体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、多くとも当該広報誌の作成費の70%と認めるのが相当である。

したがって、当該広報誌の作成費15万円（乙Bオ10の1）の少なくとも30%に当たる4万5000円を政務調査費から支出したことは、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

これに対し、補助参加人松坂は、当該広報誌の作成費のうち約79%を政務調査費から支出しただけであると主張するが、これを認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 有田民報（2006年1月号）作成費（オH17⑧。乙Bオ13の3）
a 証拠（乙Bオ13の3）によれば、これは、表裏2頁からなる広報誌である。

右上に「有田民報 2006年1月号」との記載がある頁（以下、本(ウ)項において「表面」という。）には、左側部分に、「寒中お見舞い申し上げます」との表題のもとに、補助参加人松坂の挨拶等の記載があり、右下部分に、「新有田川町に住民の願いをとどけます」との表題のもとに、「尾上武男（前吉備町議）」の記載と顔写真の掲載、「堀江真智子（前吉備町議）」の記載と顔写真の掲載、「増谷憲（前金屋町議）」の記載と顔写真の掲載があり、その他の部分には、補助参加人松坂の和歌山県議会における議会活動及び政策等に関する記載

がある。

その裏の頁には、補助参加人松坂の和歌山県議会における議員活動及び政策等に関する記載がある。

b 当該広報誌の作成費への支出が本件使途基準と適合するか検討するに、表面右下部分の和歌山県議會議員でない「尾上武男」「堀江真智子」「増谷憲」の氏名、役職及び意見表明の記載と顔写真の掲載は、「議員が行う議会活動及び都道府県政に関する政策等の広報活動」と関連性があるとはいえない。したがって、当該広報誌のうち、上記記載及び顔写真の掲載に係る部分は、本件使途基準に適合しないものであると認められる。

その他、表面左部分の記載は、その体裁及び記載内容等に鑑みると、一般的な季節の挨拶と補助参加人松坂の政策実現に向けた意欲の記載であると解され、本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

c 以上によれば、当該広報誌には、一部本件使途基準に適合しない記載があるから、社会通念上相当な割合によって按分した額を政務調査費から支出できる。

ただし、補助参加人松坂は、政務調査費から支出した30万2001のうち4832円を返還している。そうすると、当該広報誌の本件使途基準に適合しない記載の面積や記載の体裁等に鑑みれば、社会通念上相当な割合によって按分した政務調査費から支出できる額は、補助参加人松坂が政務調査費から支出した額を超えるものではないと認められる。

したがって、当該支出については、さらに返還すべき政務調査費があるとは認められない。

(3) 人件費

ア 補助参加人県議団

(ア) 国重への支出について

原告は、国重が、平成18年8月に、参議院議員通常選挙の候補者として選挙活動を行っていたから、政務調査補助職員としての業務に従事していなかったと主張する。

しかし、国重は、同月4日に参議院議員通常選挙への立候補を表明したばかりであり、その投票日である平成19年7月まで1年近くあったし、原告は、国重が政務調査補助職員としての業務に従事していなかったことを疑わせるような事情について抽象的に主張するだけで、具体的な立証を何ら行っておらず、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

したがって、原告の上記主張は認められない。

(イ) 下角への支出について

原告は、平成17年9月11日に行われた衆議院議員総選挙に立候補して落選した下角が、その後全く政治活動を行わずに、平成18年9月から政務調査補助職員としての業務に従事していたとは考えられないなどと主張する。

しかし、平成18年9月は、下角が衆議院議員総選挙に落選してから1年後であり、原告は、下角が政務調査補助職員としての業務に従事していなかったことを疑わせるような事情について抽象的に主張するだけで具体的な立証を何ら行っておらず、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

したがって、原告の上記主張は認められない。

イ 補助参加人村岡

(ア) 本件使途基準は、人件費を「会派・議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費（給料、手当、社会保険料、賃金等）」（上記第2の1(3)イ）と規定しているにすぎないから、議員が、所属する会派に対し、その職員等を自己の調査研究に使用する旨委託し、その対価として、当該議員に交付された政務調査費から支出したとしても、直ちに本件使途基準に適合しないとまではいえない。

ただし、地方議会における会派には、議員とは独立して政務調査費の交付を受ける地位が認められ（地方自治法100条13項），本件使途基準でも、会派に交付した政務調査費は「会派が行う」との要件が、議員に交付した政務調査費は「議員が行う」との要件が付されていることからすれば、議員と会派の間で政務調査費を無制約に融通し得ると解することはできない。すなわち、議員による会派への人件費の支出は、議員から会派への調査研究の委託という形式が取られていても、その実質が伴っておらず、議員による所属会派への寄付や会費等と同視し得る場合には、「議員が行う調査研究」と認めることはできず、本件使途基準に適合しないと解される。

もっとも、会派とは、議会において、政治的意見や政策等を共通にする議員らが組織する団体であり、議員は、会派を通じて議会活動を行うものであり、会派を離れて議会活動をすることは困難であることからすると、会派が行う調査研究は、通常、当該会派の所属議員からの一般的、包括的委託を受けて行う活動としての性質を帯びていることができる。そうすると、会派が行う調査研究のうち、当該所属議員が委託したものとの調査研究の経過や結果が、当該所属議員に個別に報告され、その成果が当該所属議員に還元されているような場合には、当該所属議員が行う調査研究の実質を備えたものと解するのが相当である。

(イ) これを本件についてみると、補助参加人村岡は、交付された政務調査

費を使用して補助参加人県議団において行われた調査研究の経過や結果が個別に報告され、その成果が還元されたことを認めるに足りる主張立証をしない（原告からは、具体的な調査研究の内容等を明らかにすべきである旨の主張がされているが、被告及び補助参加人村岡は、これに応答していない。）。

したがって、補助参加人村岡が、その政務調査費から、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人事費を支出したこと（平成16年度から平成18年度までの合計620万0119円）は、本件使途基準に適合しないものと認められる。

ウ 補助参加人藤井

（ア） 補助参加人県議団への支出について

補助参加人藤井は、交付された政務調査費を使用して補助参加人県議団において行われた調査研究の経過や結果が、個別に報告され、その成果が還元されたことを認めるに足りる主張立証をしない（原告からは、具体的な調査研究の内容等を明らかにすべきである旨の主張がされているが、被告及び補助参加人藤井は、これに応答していない。）。

したがって、補助参加人藤井が、その政務調査費から、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人事費を支出したこと（平成16年度から平成18年度までの合計494万4917円）は、本件使途基準に適合しないものと認められる。

（イ） 後への支出について

原告は、後が、政務調査補助職員としての業務に従事していなかったと主張する。

しかし、後が政治活動や日本共産党の相談業務に関与していたことに争いはない。また、補助参加人藤井は、後を政務調査補助職員として月2万円の給与で雇用する契約を締結し、後に対し毎月2万円を政務調査

費から支出していた（乙Cウ1、2の1ないし11）。

この点、事務所の使用実態や後の勤務実態を踏まえて社会通念上相当な割合で案分した額として、月2万円という額が不合理な額ということはできないから、後の人件費に当たる政務調査費からの支出は、本件使途基準に適合しないものであるとは認められない。

エ 補助参加人雜賀

（ア）補助参加人県議団への支出について

補助参加人雜賀は、交付された政務調査費を使用して補助参加人県議団において行われた調査研究の経過や結果が、補助参加人雜賀に個別に報告され、その成果が還元されたことを認めるに足りる主張立証をしない（原告からは、具体的な調査研究の内容等を明らかにすべきである旨の主張がされているが、被告及び補助参加人雜賀は、これに応答していない。）。

したがって、補助参加人雜賀が、その政務調査費から、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人件費を支出したこと（平成16年度から平成18年度までの合計185万0045円）は、本件使途基準に適合しないものと認められる。

（イ）中野らへの支出について

原告は、中野らが日本共産党の運営する生活相談所の職員等として勤務していたと主張する。

しかし、中山豊が生活相談所の所長であったこと（乙Bエ22の3）を考慮すれば、原告の立証は、中野らが政務調査補助職員としての業務に従事していなかったことを疑わせるような事情として十分ではなく、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

なお、原告は、中野らへの給与の振込人名義が「ニホンキヨウサント

「ウケンギダン」となっていたことから、補助参加人県議団が中野らを雇用していたと主張し、そのような中野らへの給与の支出は本件使途基準に適合しないと主張する。しかし、補助参加人雜賀と中野らとの間では、補助参加人雜賀の政務調査を補助するという内容の雇用契約が締結されていたのであり（乙Cエ1ないし4）、他に中野らが補助参加人県議団のために活動していたことをうかがわせるような事情も認められない。

したがって、中野らの人物費に当たる政務調査費からの支出が本件使途基準に適合しないものであったとは認められない。

オ 補助参加人松坂

(ア) 補助参加人県議団への支出について

補助参加人松坂は、交付された政務調査費を使用して補助参加人県議団において行われた調査研究の経過や結果が、補助参加人松坂に個別に報告され、その成果が還元されたことを認めるに足りる主張立証をしない（原告からは、具体的な調査研究の内容等を明らかにすべきである旨の主張がされているが、被告及び補助参加人松坂は、これに応答していない。）。

したがって、補助参加人松坂が、その政務調査費から、補助参加人県議団が雇用する政務調査補助職員の人物費を支出したこと（平成16年度から平成18年度までの合計20万3301円）は、本件使途基準に適合しないものと認められる。

(イ) 山口への支出について

原告は、山口が日本共産党の運営する生活相談所の職員等として勤務していたと主張する。

しかし、山口は、平成20年2月から相談業務を開始したこと（丙Cオ2）を考慮すれば、原告の立証は、山口が政務調査補助員としての業務に従事していなかったことを疑わせるような事情について十分ではな

く、本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことを一応推認させる程度の立証がされているとはいえない。

なお、原告は、山口への給与の振込人名義が「ニホンキヨウサントウケンギダン」となっていたことから、補助参加人県議団が山口を雇用していたと主張し、そのような山口への給与の支出は本件使途基準に適合しないと主張する。しかし、補助参加人松坂と山口との間では、補助参加人松坂の政務調査を補助するという内容の雇用契約が締結されていたのであり(乙Cオ1)，他に山口が補助参加人県議団のために活動していたことをうかがわせるような事情も認められない。

また、原告は、山口の給与は10万円であったのに、20万円が振り込まれていたことを指摘する。しかし、山口への給与として政務調査費から支出された額が10万円であったことに争いはないのであり、そのような振り込みがされているからといって、山口への支出が本件使途基準に適合しないものになるわけではない。

したがって、山口への給与の支出が本件使途基準に適合しないものであったとは認められない。

3 まとめ及び争点(3)（附帯請求の起算日）について

(1) 不当利得について

ア 上記2によれば、和歌山県は、補助参加人県議団に対して2万7405円の、補助参加人村岡に対して620万0119円の、補助参加人藤井に対して494万4917円の、補助参加人雜賀に対して194万6391円の、補助参加人松坂に対して32万3301円の不当利得返還請求権をそれぞれ有していることが認められる。

イ 上記2(1)イのとおり、政務調査費の支出については、会派又は議員の合理的判断に委ねられているというべきであるところ、上記1(2)のとおり認められる和歌山県の政務調査費の交付、使用及び返還の仕組み、本件使途

基準が抽象的な文言を用いて政務調査費の使途基準を設定していること（上記第2の1(3)），並びに被告補助参加人らの政務調査費の支出のうち本件使途基準に適合しないと認められる支出の内容及び性質等に鑑みれば，被告補助参加人らが悪意の受益者であったとは認められず，他にこれを認めるに足りる立証はなされていない。

ウ 不当利得返還義務は期限の定めのない債務であるから，遅延損害金が発生するのは，その履行を請求され当該債務が付遅滞となったときからである。これに対し，原告は，収支報告書の提出時点で残余の額も確定しているので，会派及び議員が確定した残余をなお保持しておくべき合理的な理由はないから，附帯請求の起算日は，政務調査費の交付を受けた年度の翌年度の5月1日とするべきであると主張するが，本件条例には残余の返還時期について明確に定めた規定はないから，原告の上記主張は，根拠を欠くものであって採用できない。

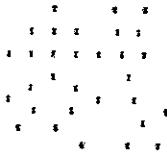
これを本件についてみると，原告は，和歌山県が被告補助参加人らに不当利得返還義務の履行を請求した事実について主張立証していないから，被告補助参加人らに遅延損害金の支払義務があるとは認められない。

(2) 不法行為について

原告は，和歌山県が，被告補助参加人らに対し，不法行為に基づく損害賠償請求権を有しているとも主張する。しかし，原告は，本件使途基準に適合した政務調査費の支出がされなかつたことにつき，被告補助参加人らに故意又は過失があったことを具体的に主張立証していないから，原告の上記主張は認められない。

第4 結論

以上によれば，原告の請求は，被告に対し，補助参加人県議団に2万7405円の，補助参加人村岡に620万0119円の，補助参加人藤井に494万4917円の，補助参加人雜賀に194万6391円の，補助参加人松坂に3



2万3301円の支払をそれぞれ請求することを求める限度で理由があるから
認容し、その余は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

和歌山地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 高 橋 善 久

裁判官 永 野 公 規

裁判官 田 中 一 孝

政務調査費支出額一覧表

1 広報費

氏名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
日本共産党和歌山県議団	582,240	465,820	1,020,298	2,068,358
	(587,796)	(467,920)	(1,026,245)	(2,081,961)
村岡 キミ子	341,779	352,913	440,240	1,134,932
	(346,600)	(397,913)	(440,240)	(1,184,753)
藤井 健太郎	391,648	352,912	440,240	1,184,800
	(397,800)	(352,912)	(495,540)	(1,246,252)
雜賀 光夫	485,877	671,974	759,700	1,917,551
	(509,171)	(694,023)	(945,655)	(2,148,849)
松坂 英樹	1,310,550	1,117,874	842,675	3,271,099
	(1,348,300)	(1,137,566)	(853,675)	(3,339,541)

※単位はいずれも円。

※上段に政務調査費返還後の金額を記載し、下段に括弧を付けて返還前の金額を記載した。

2 人件費

氏名	平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
日本共産党和歌山県議団	355,593	909,341	99,983	1,364,917
村岡 キミ子	2,168,576	2,187,598	1,843,945	6,200,119
藤井 健太郎	1,802,899	1,753,592	1,608,426	5,164,917
雜賀 光夫	1,932,786	1,795,454	1,431,885	5,160,125
松坂 英樹	935,627	1,224,690	1,393,701	3,554,018

※単位はいずれも円。

広報費支出額の内訳

・政務調査費が返還されたものについては、金額欄を2段にし、上段に返還後の金額を記載し、下段に括弧を付けて返還前の金額を記載した。
 ・番号欄については、各支出を特定するために任意に番号を付している。
 ・個別主張欄については、支出の適否につき当事者間で個別主張のある支出項目に○印を付し、個別主張のない支出には△印を付した。
 そして、政務調査費の返還に伴つて争いがなくなったものについては△印を付した。

ア 様助参加人県議団

平成16年度		支払年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書類	個別主張
AH16①	平成16年11月9日	県議会だより運送費(10月分)		2,940	赤帽中井運送	乙Bア20	x
AH16②	平成16年11月24日	県議会だより(04年9月議会特集)作成費		125,160	機関紙宣伝センター	乙Bア21の1ないし3	x
AH16③	平成17年1月24日	県政市政だより(2005年1月)作成費		208,140	機関紙宣伝センター (213,696)	乙Bア22の1ないし3 丙Aア1の1, Bア5の1-2	○
AH16④	平成17年2月2日	県議会だより運送費(11月分)		3,360	赤帽中井運送	乙Bア23	x
AH16⑤	平成17年2月22日	県議会だより(04年12月議会特集)作成費		122,640	機関紙宣伝センター	乙Bア24の1ないし3	x
AH16⑥	平成17年3月31日	県議会だより(05年2月議会特集)作成費		120,000	機関紙宣伝センター	乙Bア25の1ないし3	x
合 計				582,240			

平成17年度	番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
	AH17①	平成17年6月3日	議会だより運送費(5月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア11	x
	AH17②	平成17年8月23日	国重の名刺代	0 (2,100)	機関紙宣伝センター	乙Bア12の1・2 丙Aア1の2	△
	AH17③	平成17年9月6日	県議会だより運送費(8月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア13	x
	AH17④	平成17年12月7日	県議会だより運送費(11月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア14	x
	AH17⑤	平成17年12月28日	県政・市政だより(2005年11月)作成費	193,200	株式会社ウイング	乙Bア15の1ないし3 丙Bア4の1ないし3	○
	AH17⑥	平成18年1月17日	県議会だより運送費(12月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア16	x
	AH17⑦	平成18年1月26日	県議会だより(05年12月議会特集)作成費	130,200	機関紙宣伝センター	乙Bア17の1ないし3	x
	AH17⑧	平成18年2月28日	印刷代	5,500	日本共産党和歌山県委員会	乙Bア18の1ないし3	x
	AH17⑨	平成18年3月31日	県議会だより(06年2月議会特集)作成費	123,480	機関紙宣伝センター	乙Bア19の1ないし3	x
	合 計		465,820				

平成18年度	番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
	AH18①	平成18年5月17日	県議会だより運送費(4月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア1	x
	AH18②	平成18年5月31日	封筒(長4) 印刷費	6,300	機関紙宣伝センター	乙Bア2の1ないし3 丙Bア1の1ないし3	○
	AH18③	平成18年8月8日	県議会だより運送費(7月分)	3,360	赤帽中井運送	乙Bア3	x
	AH18④	平成18年9月27日	県議会だより 紙代	47,250	湯川紙業株式会社	乙Bア4の1・2	x
	AH18⑤	平成18年9月28日	県政アンケート返信用封筒	150,000	機関紙宣伝センター	乙Bア5の1ないし4	x
	AH18⑥	平成18年12月21日	県政だより(2006年11月)作成費	442,470	株式会社ウイング	乙Bア6の1ないし4	x
	AH18⑦	平成19年2月23日	県政・市政だより(2007年1月)作成費	195,653 (201,600)	株式会社ウイング	乙Bア7の1ないし4 丙Aア1の3、Bア2の1・2	○
	AH18⑧	平成19年3月26日	県政だより(2007年3月)作成費	94,500	機関紙宣伝センター	乙Bア8の1ないし3	x
	AH18⑨	平成19年3月30日	「日本共産党的政策と訴え」作成費	27,405	機関紙宣伝センター	乙Bア9の1ないし3 丙Bア3の1・2	○
	AH18⑩	平成19年3月30日	「和歌山青年お仕事アンケート」作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bア10の1ないし3	x
	合 計		1,020,298				

イ 補助参加人村岡

平成16年度		支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
イH16①	平成16年7月22日	県・市議会だより(2004 6月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ10の1ないし3	x	
イH16②	平成16年8月3日	県政・市政だより(2004年2月)作成費	94,379	中央印刷株式会社 (96,600)	乙Bイ11の1ないし3 丙Aイ2の1	○	
イH16③	平成16年10月21日	県・市議会だより(2004 9月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ12の1ないし3	x	
イH16④	平成17年1月24日	県・市議会だより(2004 12月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ13の1ないし3	x	
イH16⑤	平成17年3月31日	県政・市政だより(2005年2月議会特集)作成費	97,400	機関紙宣伝センター	乙Bイ14の1ないし3 ○	○	
イH16⑥	平成17年3月31日	県・市議会だより(2005 2月議会)作成費	(100,000)	機関紙宣伝センター	乙Bイ14の1・2・4 丙Bイ2の1ないし3	x	
合 計			341,779				

※イH16⑤とイH16⑥については、個々の支出が明らかでないので(補助参加人藤井と共同で合計額を負担しているため)
補助参加人村岡が支出した合計額を記載した。

平成17年度		支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
イH17①	平成17年8月23日	県議会だより(05年6月議会特集)作成費	64,313	機関紙宣伝センター	乙Bイ5の1ないし3	x	
イH17②	平成17年8月23日	県・市議会だより(2005 6月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ5の1・2・4 乙Bイ6 丙Aイ2の2	x △	
イH17③	平成17年9月6日	名刺代	(45,000)	中央印刷株式会社 0			
イH17④	平成17年11月24日	県・市議会だより(2005 9月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ7の1ないし3	x	
イH17⑤	平成17年11月24日	県議会だより(05年9月議会特集)作成費	66,780	機関紙宣伝センター	乙Bイ7の1・2・4	x	
イH17⑥	平成18年1月26日	県・市議会だより(2005 12月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bイ8の1ないし3	x	
イH17⑦	平成18年3月31日	県政・市政だより(06年2月議会報告)作成費	71,820	機関紙宣伝センター	乙Bイ9の1ないし3	x	
合 計			352,913				

平成18年度	支出し年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
IH18①	平成18年4月24日	県・市議会だより(2006.2月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙B1の1ないし3	x
IH18②	平成18年7月25日	県議会だより(06年6月議会特集)作成費	61,740	機関紙宣伝センター	乙B12の1ないし3	x
IH18③	平成18年7月25日	県・市議会だより(2006.6月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙B12の1・2・4	x
IH18④	平成18年10月27日	「日本共産党和歌山県議団の活動」作成費	178,500	機関紙宣伝センター	乙B13の1ないし3・5	x
IH18⑤	平成18年10月27日	県・市議会だより(2006.9月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙B13の1・2・4・5	x
IH18⑥	平成19年1月26日	県・市議会だより(2006.12月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙B14の1ないし3	x

合計 440,240

ウ 様助参加人藤井

平成16年度 番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
ウH16①	平成16年7月22日	県・市議会だより(2004 6月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ11の1ないし3	x
ウH16②	平成16年8月3日	県政・市政だより(2004年2月)作成費	94,379 (96,600)	中央印刷株式会社	乙Bウ12の1ないし3 丙Aウ2の1	○
ウH16③	平成16年10月21日	県・市議会だより(2004 9月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ13の1ないし3	x
ウH16④	平成17年1月24日	県・市議会だより(2004 12月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ14の1ないし3	x
ウH16⑤	平成17年3月31日	県政・市政だより(2005年2月議会特集)作成費	147,269	機関紙宣伝センター	乙Bウ15の1ないし3	○
ウH16⑥	平成17年3月31日	県・市議会だより(2005 2月議会)作成費	(151,200)	機関紙宣伝センター	乙Bウ15の1・2・3 丙Bウ2の1ないし3	x

合 計 391,648

※ウH16⑤とウH16⑥については、個々の支出が明らかでないので(補助参加人村岡と共同で合計額を負担しているため),
補助参加人藤井が支出した合計額を記載した。

平成17年度 番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
ウH17①	平成17年8月23日	県議会だより(05年6月議会特集)作成費	64,312	機関紙宣伝センター	乙Bウ7の1ないし3	x
ウH17②	平成17年8月23日	県・市議会だより(2005 6月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ7の1・2・4	x
ウH17③	平成17年11月24日	県・市議会だより(2005 9月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ8の1ないし3	x
ウH17④	平成17年11月24日	県議会だより(05年9月議会特集)作成費	66,780	機関紙宣伝センター	乙Bウ8の1・2・4	x
ウH17⑤	平成18年1月26日	県・市議会だより(2005 12月議会)作成費	50,000	機関紙宣伝センター	乙Bウ9の1ないし3	x
ウH17⑥	平成18年3月31日	県政・市政だより(06年2月議会報告)作成費	71,820	機関紙宣伝センター	乙Bウ10の1ないし3	x

合 計 352,912

平成18年度		支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
ウH18①	平成18年4月24日	県・市議会だより(2006.2月議会)作成費	50,000	機関紙宣/云センター	乙Bウ1の1ないし3		X
ウH18②	平成18年7月25日	県議会だより(06年6月議会特集)作成費	61,740	機関紙宣/云センター	乙Bウ2の1ないし3		X
ウH18③	平成18年7月25日	県・市議会だより(2006.6月議会)作成費	50,000	機関紙宣/云センター	乙Bウ2の1・2・4		X
ウH18④	平成18年10月27日	「日本共産党和歌山県議団」の活動(作成費)	178,500	機関紙宣/云センター	乙Bウ3の1ないし3・5		X
ウH18⑤	平成18年10月27日	県・市議会だより(2006.9月議会)作成費	50,000	機関紙宣/云センター	乙Bウ3の1・2・4・5		X
ウH18⑥	平成19年1月26日	県・市議会だより(2006.12月議会)作成費	50,000	機関紙宣/云センター	乙Bウ4の1ないし3		X
ウH18⑦	平成19年2月21日	名刺代	0		乙Bウ5		△
ウH18⑧	平成19年3月30日	名刺代	(28,000)		丙Aウ2の2		
			(27,300)	0	株式会社ウイング	乙Bウ6	
						丙Aウ2の2	△

合計 440,240

工 補助参加人雜費

平成16年度		支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
工H16①	平成16年5月31日	ビデオコピー代	株式会社マックス	17,770	乙B工26の1・2		x
工H16②	平成16年7月20日	ビデオ制作費	日本共産党和歌山県北部地区委員会	30,000	乙B工27		x
工H16③	平成16年8月2日	議会報告 紙代	株式会社紀州紙商岩本	10,237	乙B工28		x
工H16④	平成16年10月21日	海南民報(2004年10月号)作成費	機関紙宣伝センター	169,050	乙B工29の1ないし3		x
工H16⑤	平成16年12月25日	議会報告 紙代	株式会社紀州紙商岩本	8,064	乙B工30		x
工H16⑥	平成17年1月24日	海南民報(2005年1月号)作成費	機関紙宣伝センター	137,025	乙B工31の1ないし3		x
工H16⑦	平成17年3月31日	海南民報(2005年4月号)作成費	機関紙宣伝センター	113,731	乙B工32の1ないし3		△
				(137,025)	丙A才2の1		
合 計				485,877			

平成17年度		支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
工H17①	平成17年4月7日	議会報告 紙代	株式会社紀州紙商岩本	11,874	乙B工17		x
工H17②	平成17年8月2日	議会報告 紙代	株式会社紀州紙商岩本	7,287	乙B工18		x
工H17③	平成17年8月23日	海南民報(2005年8月号)作成費	機関紙宣伝センター	163,092 (171,675)	乙B工19の1ないし3 丙A工2の2		△
工H17④	平成17年11月24日	海南民報(2005年10・11月号)作成費	機関紙宣伝センター	151,200 (157,500)	乙B工20の1ないし3 丙A工2の2		△
工H17⑤	平成17年12月28日	議会報告 紙代	株式会社紀州紙商岩本	5,837	乙B工21		x
工H17⑥	平成18年1月26日	海南民報(2006年新春号)作成費	機関紙宣伝センター	176,584 (183,750)	乙B工22の1ないし3 丙A工2の2	○	
工H17⑦	平成18年3月22日	印刷代	和歌山県教職員組合海草支部	4,400	乙B工23	x	
工H17⑧	平成18年3月22日	印刷代	和歌山県教職員組合海草支部	500	乙B工24	x	
工H17⑨	平成18年3月31日	海南民報(2006号4月号)作成費	機関紙宣伝センター	151,200	乙B工25の1ないし3	x	
合 計				671,94			

平成18年度	番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
	H18①	平成18年4月24日	折込チラシ代	45,093	株式会社宮井新聞舗	乙B工1	X
	H18②	平成18年6月13日	議会報告 紙代	7,224	株式会社紀州紙商岩本	乙B工2	X
	H18③	平成18年8月6日	折込チラシ代	20,500	小浦新聞舗	乙B工3	X
	H18④	平成18年8月9日	名刺代	0	機関紙宣伝センター	乙B工4の1・2	△
	H18⑤	平成18年8月30日	海南民報(2006年7・8月号)作成費	141,015	機関紙宣伝センター	丙A工2の3	
	H18⑥	平成18年10月10日	折込チラシ代	28,350	小浦新聞舗	乙B工5の1ないし3	X
	H18⑦	平成18年10月15日	折込チラシ代	5,670	朝日新聞サービスアンカーASA野上	乙B工7	X
	H18⑧	平成18年10月27日	アンケート作成費	157,500	機関紙宣伝センター	乙B工8の1ないし3	X
	H18⑨	平成18年10月27日	海南民報(2006年10・11月号)作成費	157,500	機関紙宣伝センター	乙B工8の1・2・4	X
	H18⑩	平成18年11月26日	折込チラシ代	5,500	毎日新聞野上販売所	乙B工9	X
	H18⑪	平成18年11月27日	折込チラシ代	5,500	読売玉井新聞舗	乙B工10	X
	H18⑫	平成18年12月9日	チラシ封書代	4,400	読売玉井新聞舗	乙B工11	X
	H18⑬	平成19年2月10日	折込チラシ代	12,330	有限会社毎日新聞海南販売所	乙B工12	X
	H18⑭	平成19年2月10日	折込チラシ代	34,009	読売新聞Y.C海南	乙B工13	X
	H18⑮	平成19年2月20日	折込チラシ代	9,214	有限会社経新海南専売所	乙B工14	X
	H18⑯	平成19年2月26日	海南民報(12月議会報告に係るもの)作成費	91,455	機関紙宣伝センター	乙B工15の1ないし3	○
	H18⑰	平成19年3月3日	折込チラシ代	34,440	朝日新聞サービスアンカー有限会社ASA野上	乙B工16	X

合 計 759,700

才 様
補助参加人松坂

番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
才H16①	平成16年8月	名刺代	0 (3,000)	エビス印刷	乙B才17の1・2 丙A才2の1	△
才H16②	平成16年9月29日	2月定期県議会報告作成費	25,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才18の1・2	×
才H16③	平成16年9月29日	2004年2月議会報告ビデオ作成費	10,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才19	×
才H16④	平成16年9月29日	有田民報(2004年5月)作成費	150,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才20の1・2	○
才H16⑤	平成16年10月22日	有田民報(2004年7月)作成費	150,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才21の1・2	×
才H16⑥	平成16年10月22日	6月定期県議会報告作成費	50,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才22の1・2	×
才H16⑦	平成16年10月22日	9月定期県議会報告作成費	50,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才22の1・3	×
才H16⑧	平成16年10月22日	2004年6月議会報告ビデオ作成費	20,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才23	×
才H16⑨	平成16年10月22日	2004年9月議会報告ビデオ作成費	20,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才23	×
才H16⑩	平成16年11月24日	有田民報(2004年10月号)作成費	289,800	機関紙宣伝センター	乙B才24の1ないし3	×
才H16⑪	平成16年11月25日	名刺代	0 (3,000)	エビス印刷	乙B才25 丙A才2の1	△
才H16⑫	平成17年3月30日	有田民報(2004年8月)作成費	52,500	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才26の1・2	×
才H16⑬	平成17年3月30日	有田民報(2004年11月)作成費	92,500	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才27の1・2	×
才H16⑭	平成17年3月30日	有田民報(2004年12月)作成費	52,500	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才28の1・2	×
才H16⑮	平成17年3月30日	有田民報(2005年1月)作成費	155,750	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才29の1・2	△
才H16⑯	平成17年3月30日	12月定期県議会報告作成費	(175,000)	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才29の1・3	×
才H16⑰	平成17年3月30日	2月定期県議会報告作成費	25,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才30の1・2	×
才H16⑱	平成17年3月31日	有田民報(2005年6月)作成費	237,500 (250,000)	機関紙宣伝センター	乙B才31の1・2 丙A才2の1	△

合計 1,310,550

※才H16⑯と才H16⑰、才H16⑲と才H16⑳、才H16⑭と才H16⑮については、個々の支出が明らかでないので、支出合計額を記載した。

番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
才H17①	平成17年6月30日	有田民報(2005年6月)追加印刷代	25,840 (27,200)	機関紙宣伝センター	乙B才8の1・2 丙A才2の2	△
才H17②	平成17年7月20日	名刺代	0 (6,000)	エビス印刷	乙B才9 丙A才2の2	△
才H17③	平成17年11月2日	有田民報(2005年8月)作成費	175,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才10の1・2	○
才H17④	平成17年11月2日	6月定期例県議会報告作成費	175,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才10の1・3	×
才H17⑤	平成17年11月2日	有田民報(2005年11月)作成費	175,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才11の1・2	×
才H17⑥	平成17年11月2日	9月定期例県議会報告作成費	300,630	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才11の1・3	×
才H17⑦	平成17年12月26日	有田民報(2005年12月号外)作成費	297,169 (302,001)	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才12の1ないし3 乙B才13の1ないし3 丙A才2の2	×
才H17⑧	平成18年3月15日	有田民報(2006年1月号)作成費	6,235	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才14の1・2	×
才H17⑨	平成18年3月25日	12月定期例県議会報告作成費	138,000	エビス印刷	乙B才15の1ないし3	×
才H17⑩	平成18年3月28日	アンケート・封筒作成費	0 (7,500)	エビス印刷	乙B才16 丙A才2の2	△
才H17⑪	平成18年3月28日	名刺代				

合計 1,117,874

※才H17③と才H17④、才H17⑤と才H17⑥については、個々の支出が明らかでないので、支出合計額を記載した。

平成18年度 番号	支出年月日	支出内容	金額(円)	支出先	書証	個別主張
才H18① 平成18年4月11日		有田民報(2006年4月)作成費	175,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才1の1・2	x
才H18② 平成18年4月11日		2月定期例県議会報告作成費		日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才1の1・3	x
才H18③ 平成18年5月31日	名刺代		0 (3,000)	特定非営利活動法人きら工房	乙B才2 丙A才2の3	△
才H18④ 平成18年11月2日	有田民報(2006年8月)作成費		150,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才3の1・2	x
才H18⑤ 平成18年11月2日	6月定期例県議会報告作成費		25,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才3の1・3	x
才H18⑥ 平成18年11月2日	2006年6月議会報告ビデオ作成費		10,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才3の1	x
才H18⑦ 平成18年11月2日	9月定期例県議会報告作成費		25,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才4の1・2	x
才H18⑧ 平成18年11月2日	2006年9月議会報告ビデオ作成費		10,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才4の1	x
才H18⑨ 平成18年11月22日	有田民報(2006年10月号)作成費		297,675	機関紙宣伝センター	乙B才5の1ないし3	x
才H18⑩ 平成18年12月18日	名刺代		0 (8,000)	エビス印刷	乙B才6の1・2 丙A才2の3	△
才H18⑪ 平成19年2月1日	有田民報(2007年1月)作成費		150,000	日本共産党和歌山県南地区委員会	乙B才7の1・2	x
合 計			842,675			

※才H18①と才H18②については、個々の支出が明らかでないので、支出合計額を記載した。

人件費支出額の内訳

※単位は円

イ 補助参加人村岡

平成16年度(乙Cア7の3)

年		平成16						平成17			
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
補助参加人県議団への支出	98,452	68,070	59,876	128,913	83,010	216,122	172,468	281,558	172,468	321,654	283,041
人件費支出合計											282,944

人件費支出合計 2,168,576

平成17年度(乙Cア7の2)

年		平成17						平成18			
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
補助参加人県議団への支出	116,877	281,703	200,932	69,969	271,873	125,794	126,659	126,659	271,434	183,937	215,906
人件費支出合計											195,855

人件費支出合計 2,187,598

平成18年度(乙Cア7の1)

年		平成17						平成18			
月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1
補助参加人県議団への支出	129,340	245,360	152,290	153,990	281,530	107,040	194,330	52,240	172,900	92,630	144,750
人件費支出合計											117,545

ウ 補助参加人藤井

平成16年度(乙Cア703)

年	月	平成16												年	月	平成17											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	81,850	56,593	49,780	107,175	69,012	179,679	143,386	234,081	143,386	267,415	235,314	235,228	3														
人件費支出合計																											

人件費支出合計 1,802,899

平成17年度(乙Cア702,乙Cア1,2のないし11)

年	月	平成17												年	月	平成18											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	93,689	205,815	141,068	36,087	197,935	80,837	81,530	81,530	197,583	127,445	153,072	137,001	3														
後光則の雇用	0	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000														
人件費支出合計																											

人件費支出合計 1,753,592

平成18年度(乙Cア701)

年	月	平成17												年	月	平成18											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	112,860	214,057	132,878	134,178	245,605	93,396	169,537	45,604	150,857	80,825	126,288	102,341	3														
人件費支出合計																											

工 補助参加人総賀

平成16年度(乙Cア7の3,乙Cエ1,7の1ないし12)

年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,750	60,756	
中野知美的雇用	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315
人件費支出合計													

1,932,786

平成17年度(乙Cア7の2,乙Cエ1,6の1ないし11)

年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,305	49,319
中野知美的雇用	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315
人件費支出合計													

1,795,454

平成18年度(乙Cア7の1,乙Cエ1ないし4,5の1ないし9)

年	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
補助参加人県議団への支出	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,000	19,420
中野知美的雇用	100,315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
永江澄子の雇用	0	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	100,315	0	0	0
川端元氣の雇用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人件費支出合計													

1,431,885

才 様 参加人松坂

平成16年度(乙C才1, 4の1ないし12)

年	平成16												平成17
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
山口一美の雇用	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	29,957	0	0	
人件費支出合計	935,627												

平成17年度(乙Cア7の2, 乙C才1, 3の1ないし12)

年	平成17												平成18
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
補助 參加人県議団への支出	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	1,430	
山口一美の雇用	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	
人件費支出合計	1,224,690												

平成18年度(乙Cア7の1, 乙C才1, 2の1ないし12)

年	平成18												平成19
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
補助 參加人県議団への支出	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	15,500	
山口一美の雇用	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	100,630	
人件費支出合計	1,393,701												

これは正本である。

平成24年3月27日

和歌山地方裁判所

裁判所書記官

山崎智男

